

全員協議会次第

平成 29 年 2 月 21 日
全員協議会室 9 : 30 ~

1. 開 会 (9 : 30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
菊地議長

3. 協議事項

- (1) 上富地内物流倉庫火災について (経過報告)
- (2) 公立保育所民営化に関する保護者説明会について
- (3) 新環境センター運営による一般廃棄物処理事業費について
- (4) エコパ運営協定書の見直し等による運営事業費について
- (5) 緑のトラスト保全地第 14 号地について
- (6) 入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合について
- (7) 高齢者運転免許証自主返納支援補助金について
- (8) 拠点施設整備による地域活性化事業について
- (9) 三芳中学校体育館多目的トイレ改修工事について
- (10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について

4. 報告事項

- (1) 総務常任委員会
- (2) 厚生文教常任委員会
- (3) 議会広報広聴常任委員会
- (4) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (15 : 00)
岩城副議長

平成29年2月21日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 議員 | 久保健二 | 議員 | 増田磨美 |
| 議員 | 鈴木淳 | 議員 | 細田三恵 |
| 議員 | 小松伸介 | 議員 | 安澤豊 |
| 議員 | 井田和宏 | 議員 | 本名洋 |
| 議員 | 吉村美津子 | 議員 | 細谷三男 |
| 議員 | 内藤美佐子 | 議員 | 抜井尚男 |
| 議員 | 山口正史 | | |
| 議長 | 菊地浩二 | 副議長 | 岩城桂子 |

欠席議員

なし

説明者

| | | | |
|-------------|------|-----------|-------|
| 治安心課長 | 伊東正男 | 治安心課長 | 新井淳子 |
| 下水道課長 | 池上武夫 | 子ども支援課長 | 杉山加栄子 |
| こども支援第2保育所長 | 伊藤和江 | こども支援保育主査 | 平野健太郎 |
| 環境課長 | 早川和男 | 環境課長 | 赤石誠 |
| 環境課長 | 石崎裕司 | 政策推進室長 | 百富由美香 |
| 政策推進室長 | 島田高志 | 政策推進室長 | 富田篤 |
| 教育委員会総務課長 | 中嶋恭子 | 教育委員会総務課長 | 近藤康浩 |

全員協議会に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 齊藤隆男 | 事務局書記 | 山崎るり子 |
|------|------|-------|-------|

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。きょうは定例の全員協議会ということで、ご参集いただきましてありがとうございます。

まず、先週起こりました、企業名大丈夫ですね、アスクルさんの火災ということで、三芳町でも過去にないぐらいの火災ということになっております。まず、私自身のほうで、ちょっと対応が遅くなったことをおわびしたいと思います。もっと本来早く対応すべきだったなというふうに考えております。また、この後に、その火災についてはご報告あろうかと思えます。

それと、皆さん、お手元に次第があると思うのですが、きょう協議事項がかなり多いです。慎重審議をお願いしたいのですが、そういったことも含めて、多分午前中では終わらないかなというところもありますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

また、きのうまでで一般質問通告が締め切りになりました。今回13名の皆さんの提出がありました。休日議会は、今回初めて一般質問を予定しております、その順番については、最終的には議会運営委員会で決めることとなりますけれども、提出順にはならないかなというところもありますので、その点もあらかじめご承知おきいただきたいというふうに思えます。

それと、もう一点、皆さんに報告なのですが、もう既に議案書配付をさせていただきました。また、申しわけないのですが、今回も差しかえがありました。議案第31号、水道事業会計の予算ということで、ちょっと誤りがありましたので、今、皆さんのレターケースのほうに入っています。皆さんに既にお配りしている部分を回収をしたいと思えますので、一緒に事務局のほうに提出をしていただきたいというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

きょうはこの次第に沿って順次進めてまいりますので、皆さん、ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、早速協議のほうに移りたいと思えます。

進行につきましては、議長、よろしくお願ひいたします。

◎上富地内物流倉庫火災について（経過報告）

○議長（菊地浩二君） 協議事項1に入ります。

上富地内物流倉庫火災について、経過報告ということで報告をお願いいたします。

自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） おはようございます。割り込みという形になってしまったと思えます。貴重なお時間をいただきまして、恐縮でございます。

随時現場対応を行っておりますので、このような格好、作業服でご説明するという失礼をおわび申し上げます。よろしくご理解をお願いいたします。それでは、座った状態で失礼いたします。

説明に当たっては、私、自治安心課長と上下水道課長、それから自治安心課担当の新井のほうが同席させていただきますので、ご容赦をお願いいたします。それでは、なるべくコンパクトにまとめて説明を行いたいと思います。ご協力をお願いいたします。

ご案内のとおり報道でも大分されております、ことし去る2月16日に発災いたしました上富地内の物流倉庫火災について、その経過報告、まだ鎮火、めどが立っておりませんので、経過報告という形でさせていただきます。

この全員協議会に依頼をしたときには、まだ避難勧告が出ていない状態でごございましたので、刻々と状況が変わってきました。それも含めまして、ぎりぎり、きのうの夕方までの情報についてご説明を申し上げたいと思います。

これは企業名をあえて出してしまう。アスクルでございます。上富地内に、事務用品の通販企業として、倉庫、物流拠点として、鉄骨3階建て、延べ床約7万2,000平米、敷地約5万2,000平米ということで建てられている倉庫でございます。

16日に発災したのは、9時14分に火災の通報が消防のほうにあったということでございます。消防のほうでは、体制を徐々に拡大、速やかに拡大をしていきまして、やがて県下の消防本部が集結して大規模な消火活動が始まるという事態になっております。

その日12時ごろ、お昼ごろ、消防本部から従業員の避難についての要請がございました。従業員390名について、一時避難場所をどこか考えてくれないかというお話がありました。その後、確認で、200名程度の受け入れの対応のお話がございました。この時点で消防本部からの報告では、県道を通りどめにしていると。3階部分の屋根が一部崩落し、3,000から5,000平米が今まさに延焼中であると。負傷者のうち2名を近隣の拠点病院に搬送したという話がありました。

その後、12時35分ごろ、上富小学校でその要請を受けまして、教育長との協議の上で、上富小学校での避難者、従業員受け入れの準備を教育部局、防災担当部局が協力し合って現場に入りまして準備を始めたところでございました。結果的には、アスクルのほうが手配した関連企業の倉庫のほうに従業員のほうは避難することになりまして、上富小学校のこの時点での避難所の開設はなくなりました。

15時5分、火災規模、それから鎮火の困難な現場状況に鑑みまして、町長が県知事に対しまして、特別機動援助隊、埼玉スマートの出動を要請しております。

次のページをお願いいたします。夕方5時15分ごろ、これは水道のほうから報告がございました。上富地域で濁り水、赤水が発生しているということで、上下水道課を中心にして、上富地内の病院などの給水タンクの配水作業を行っているというお話が入ってきております。以降は、アスクルのほうでも、この濁り水に対する対応についてはしているというふう聞いております。上下水道課長が来ておりますので、もし何かありましたらお聞きいただければと思います。お話しいただければと思います。

このころから被害の拡大に鑑みまして、ツイッター、コミュニティメールなどで火災の情報、交通規制情報、濁り水の発生などの周知、さまざまな注意喚起を始めております。

それから、学校での対応です。16日発災当初から、学校や学童保育室では一斉下校ですとか、保護者、先

生の対応で見守りの登校ですとか、送迎、他学童での保育などを実施しているということで聞いております。また、それぞれ外での活動、部活も含めて外での遊びですとか授業は控えているというふうに聞いております。

17日金曜日に入りましては、一進一退が進んでいると思います。町のほうでは、町だけではなくて、さまざまところで消防団がずっと不眠不休で活動していることに対するご心配の声をいただいております。町のほうでもそれを考え、非常に心配しております、ふじみ野市の消防団ですとか、富士見市の消防団も出ておりますので、交代制にならないかという考え方もありましたけれども、なかなかそういう状況ではないということもございました、この時点では。それぞれ町のほうからも職員のほうでカンパを集めて、夕方、ガスボンベとともに、せめて温かいものを食べていただきたいということで炊き出しなどを行っております。

次のページ、3ページをお願いいたします。ホームページ等でも、煙のほうがありましたので、近隣の住民が煙を吸い込まないように、マスクの着用ですとか、そういうことの注意喚起を始めております。あるいは、子供が近寄らないように、なるべく外に出ないようにと親の注意を喚起しております。

18日土曜日に入りまして、この状態でも何があるかわからないということで、自治安心課の職員はローテーションで職場のほうに待機をしておりました。

19日に入りまして、以降マスコミの取材が大変多くなってきておりますけれども、その辺の取材については時系列からちょっと外しておりますので、ご容赦ください。

零時13分、未明ですが、倉庫の南東側3階付近で大きな爆発が2回というふうに聞いておりますが、ありまして、激しく延焼しているという情報が、消防の内部メールが私の携帯にも入ることになっておりますので、それで覚知いたしまして、私が周辺の状況を見ながら2時に登庁をいたしました。課員、課のメンバーのほうにも連絡を速やかにいたしまして、一応連絡をとれる体制ということで、上富倉庫火災情報連絡室というのを設置したところでございます。この時点では、まだ課のメンバーだけでございました。やがて次第にメンバーが駆けつけていただいて、ふえてきております。1事業所の火災にとどまっているということもございましたので、本部という形はとらずに、ただし全庁的な対応は可能としなければいけませんので、課の名前だけではなくて、連絡室という設置をした形をとったところでございます。町長、副町長、教育長にも、この時点で連絡をしております。

2時40分に倉庫西側の3世帯7人、このときに連絡がとれた当時在宅していた3世帯7人に避難勧告を出しております。これは一件一件ということです。中央公民館を避難所に指定いたしました。3時に避難所を開設いたしまして、3時20分に対象地区のうち2世帯6人が避難を完了しております。避難勧告でございましたので、どうしても今避難したくないという方については残った状態になっております。

このころ教育長が連絡を受けて登庁していただきまして、避難所のほうにすぐに行っていただいております。災害のときには教育部局が避難所の担当になるということで、その避難所受け入れの指揮をとっていただいた形になっております。公民館の小さな畳の部屋がありましたので、そちらに避難していただきまして、家族ごとに避難していただきまして毛布などを提供しております。

6時ぐらいになりますと、上富のそれぞれの区長さんたちに次第に連絡、状況報告をとるよういたしました。この時点で、議会事務局長のほうに状況を報告しております。

次のページをお願いいたします。8時10分ごろ、アスクルの社長さんが中央公民館、避難所のほうを訪問

して、面会して謝罪をしております。これはもちろん避難者の了解を得てということでございます。こちらのほうで了解を得ております。ホテルの手配をする用意がある旨を伝えて、町としましては、ご本人たちの希望があればということでお話を伝えているところでございます。

8時30分、周辺の8世帯を訪問しまして、こちらは、ごめんなさい、どこだかわからないかもしれない。南側の世帯でございまして、倉庫の南側ですので、県道を挟んでおりまして、避難勧告の対象エリアではありません。ただ、煙がひどいことがわかっておりますので、延焼の危険はなかったのですけれども、自主避難の声かけは、職員が回りまして声かけをしております。

その後、アスクルの社長が何回も町長に面会、訪問したり、本部のほうを訪問したり、避難所のほうを訪問したりで、町とは連携を密にとるようにしております。

20日に入りまして、避難勧告対象世帯の数を住基データで確認をいたしまして、6世帯16人に修正をしております。このうち、9時現在で3世帯10人がアスクルが紹介するホテルあるいは親戚宅に避難していることを、アスクルを通して、あるいは直接確認をしております。避難対象世帯については、全て町のほうで連絡をとっております。所在の確認もしております。

最終です。昨日の16時に町長の呼びかけによりまして、上富倉庫火災庁内連絡会議を開催しております。それを踏まえて本日説明に上がっております。現在の状況も踏まえて、下に一覧でまとめさせていただきました。

避難勧告につきましては、当初は対象は3世帯7人で、そのときは2世帯6人が中央公民館に避難を完了しております。

20日9時になりまして、住基データで確認しまして、6世帯16人に対象エリアを修正いたしました。3世帯10人についてはホテル等に避難をしているということでございます。避難勧告、指示ではございませんので、強制権はございませんので、自宅にいたいという方は、こちらでは避難を促したところでございますが、それ以上のことは申し上げない状態になっております。

現在、交通規制がまだ行われております。今、一部分、車両が全線、この間はストップしておりますけれども、倉庫の直近の場所、前、歩行者も今通れない状態になっております。バス路線も一部変更していると聞いております。

きのうの時点で7万2,000平米中4万5,000平米が焼損したというふうな発表がされております。

地域への発信状況、その他については、ここに書かれてあるとおりです。

火災原因についてはご容赦いただきたい。まだ検証前でございますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

アスクルのほうでは、地域のほうを直接回って住民の方に説明をしているということでございます。

当初は、住宅への延焼の心配が中心でしたけれども、昨日の庁内会議の中でも、長引くとさまざまな住民生活への影響が心配されるということ、一日も早い収束で、平穏な地域生活に戻ることを願っているということで話し合いがされております。

写真のほうは、いい写真ではございませんけれども、現場の写真を添付させていただきました。上下水道課長のほうから、もし補足がありましたらお願いします。

○議長（菊地浩二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池上武夫君） おはようございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、濁り水の件に関しましてご報告をさせていただきたいと思います。自治安心課長が言いましたとおり、9時過ぎに発災してから、11時ちょっと過ぎごろから濁り水が出るという苦情電話が何件か入りまして、当初は県道沿いだけだったのですが、2時を過ぎたぐらいから、もっと北のほうに、住宅が密集する木ノ宮だとか、あの辺まで広がっていきまして、合計18件の苦情をもらったところなのですが、ただ、消防活動の途中だったものですから、途中から水を抜いてしまうと、そちらの水の水圧、水量に大きな影響が出てしまうので、放水というか、使用状況の推移を見守りながら、濁り水を抜くタイミングを図っておりました。

15時近くになったところで少し水量が落ちてきたものですから、上下水道課の職員と業者のほうを呼びまして、4班を組みまして、各所で消火栓から水を抜いて、赤水を抜く作業を始めました。それにかかわりまして、終了のほうは大体11時半ごろになったかと思いますが、当初の濁り水はそれで全て解消はできておりまして、当日には全て濁り水の対策のほうは完了しております。

消防活動のほうも、今までないような台数と上富地区でループになっている距離が余りにも長過ぎたものですから、いつか、一番手前に料亭があるのですが、その水圧が不足したということは、そのとき、こちらからの電話で確認はしております。それ以降は水圧的なものは一切苦情等は入っておりませんで、今もそのまま赤水についての苦情はなく、水圧に対しても苦情はなくということで推移はしております。

水量については、今現在は町の水だけでは足りませんで、県水のほうから逐次増量しております。その増量についても、大久保浄水場と現場の指揮隊長のほうと協議をしながら、足りない分をぎりぎり買って、そこに補うというような感じで、現在のところはそういう状態であります。ただただ鎮火を願うばかりの状況でございます。

以上、上下水道課からの報告になります。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 報告は以上なのですが、消防本部から詳細な情報については完全な形で聞けていない状況にあります。断片的な情報で入ってくる状態になっておりますので、正確なところはお容赦いただければありがたいと思います。

煙、環境課のほうでも対応を始めております。今まさに対応中でございます。協議中、アスクルも含めて、そちらの協議も少しずつ進めている状況でございます。経過報告ということですので、今後の対応については全庁的に対応していくということで、きょうのところは経過報告ということで説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの説明に対しまして何かご質問ございますでしょうか。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

現在も鎮火のめど、鎮火していない状態だと思いますので、わからないところだけちょっと教えていただきたいと思います。まず、特別機動援助隊、埼玉スマート、こちらのほうの説明をいただければと思います。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

専門的な教育を受けた県下の消防の職員が、自治体が決まっているのですけれども、ちょっと今手元にはないですが、消防本部の幾つかで専門的な教育を受け、あるいは専門的な車両といいますか、装備を持ったところが特別なチームをこういう場合に組むことになっておりまして、町長あるいは首長から、自治体の長からの県知事への要請によって動くということになっております。今回、状況に鑑みまして、町長からその出動を依頼、知事に要請したということでございます。

全県的な対応ということで、今この時点では、県の消防長会というのが、さいたま市が会長になっておりまして、そちらとの連携のもとにそうした方向が進められたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ご苦労さまです。ちょっと1点だけ、素人的な考えもあるのですけれども、製品の多くが原料が石油でつくられたものが多いのかなというふうに私捉えているのですけれども、化学自動車というのは何台ぐらい出動しているのか。もっとたくさんの化学自動車の出動が考えられたのかなというふうに思っているのですけれども、その辺はどういうふうに、化学自動車、何台ぐらい来たのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 大変申しわけございません。現時点では把握してございません。申しわけございません。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

大変ご苦労さまです。皆さん、不眠不休で一生懸命頑張っているのもよく存じ上げているところですよ。

19日の日に倉庫西側の3世帯7人に避難勧告を発令されたということで、私もよく存じ上げている状況というか、住宅、どなたがというのではないのですけれども、その中で対象地区の2世帯6人は避難を完了しましたと。1世帯1人が残っていらっしゃるわけですよ。その残っていらっしゃるの、避難勧告だから、ご自分の自由であるというところは先ほど説明されましたけれども、何か理由があってそこに残られているのではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはきちっと掌握されているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

犬を20匹ぐらい飼われている方で、緊急な避難の状況の中では、その犬20匹を放置して避難することは私にはできないというふうにお話しされたというふうに聞いております。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 20匹というのはすごい、人数ではない、犬数だなというふうに思うのですけれども、ただ、そういう動物を飼っていらっしゃる方が避難勧告、特に火災があっているすぐ近くなのですよ。そのおうちの方が、そういう理由で避難はできないと。本当は避難したいのだと思うのです。そういうときに、動物が20匹はどうなのかなというふうに思うのですが、ペットを飼っていらっしゃるところがそういう

避難勧告が出たときの対応というのをやはりこれからしっかりと考えておかなければいけないかなというふうにも思います。ペットホテルもありますし、あとは動物センターみたいなところと連携をとるだとか、そういうことも飼い主さんにはきちっとお話をされたほうがいいと思いますので、もう今鎮火してきたので、火事が類焼するということはないと思うのですけれども、そういうこともしっかり自治安心課で今後検討していただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） ペットの避難については、防災計画にも記載しているのが原則で、同行避難は可能というふうなことなのですけれども、ただ、余りにも規模が大きかったものですから、中央公民館でその使用場所を確保するというのが、連れてきてくださいというふうになかなか言えない状況だったというのが現実でございます。ご指摘のことは十分踏まえて検討していきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。どうもありがとうございます。

住民の皆さんからもいろいろ心配の声が出ているのですけれども、当初はけが人いなかった、大丈夫というような声もあったのですが、私が聞いていた話ですと、2名が搬送されたということで、2名軽傷ということだったので、きょうの話ですと、お一人は重傷ということなのですが、今も入院されているのか、詳しい状況はわからないでしょうけれども、どういう状況なのか、お話しいただければと思います。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） その話が漏れておりました。申しわけございません。

翌日までに2人とも退院を終えております。重傷とおっしゃっていた方というのは、これは報道でいろいろ言われております、軽傷2人という言い方もされていると思いますが、この時点で消防のほうでは重傷1名、軽傷1名というふうに私どものほうに報告がありましたので、重傷というのは気道のやけど、何と申しましたか、ごめんなさい、言葉が今出てこないのですけれども、そういう状態だったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

作業に当たられる方、本当に感謝の思いでいっぱいでございます。1つだけちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、これで言うと3ページの18日の土曜日の14時ごろということで、消防団は撤収し、常備消防体制にシフトというふうに書いてあるのですけれども、この日以降は消防団はもう、かかわっていないと言うと変ですけれども、という状態になっているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

この点については、その後の情報が書かれていなくて申しわけなかったのですけれども、今、消防団、またもとに戻って活動をしております。余りにも長い期間、不眠不休状態で、交代制もなしの状態が続けてい

たものですから、その辺のところを鑑みまして、常備のほうで一旦帰ってくれという話になったのだというふうに考えております。今は、また戻って、多分交代制でやっていると思いますけれども、活動を再開しております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

今の消防団の関係のお話なのですけれども、やはり18日には一旦撤収という命令というか、あれが出て、また19日未明の、ここには零時13分と書いてありますが、爆発があって、またその今の体制に戻ったのですけれども、富士見市、ふじみ野市、三芳町、各消防団が出ていて、分団の中では班に分けてローテーションを組んで出ていると思うのですが、やはりそれでも本部役員さんはつきっきりだったり、帰れなかったりして、大変な思いをして今消火活動に当たっているのですが、その消防団の困り事とか、そういったことを聞いているのかどうか。把握しているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが、結構、そういった困り事を聞くことがあるので、ぜひその辺を対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えします。

消防団の健康状態が私ども随分気になってきましたので、長引いたときに、16日、17日、翌日になったあたりからちょっと気になり始めたものですから、消防団長と連絡をとるようにいたしまして、直接、どんな状況なのか、消防団の健康状態ですとか、常備消防との連携をどういうふうに行っているのか、そのローテーションについても分団の中で交代する形と、それからポンプ車が実際につながれてしまっている状態にありますので、場所を動けないとかいうこともあったりしたことも聞いておりますし、ローテーションの仕方を分団ごとに変えることができないかという話なども団長からは検討しているという話を聞いておりました。

○議長（菊地浩二君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 1点だけ、困り事の一つとして聞いているのは、トイレなのです。トイレがどうしても、かどやさんとか、佐川急便さんとか、セブンイレブンさんとかのトイレを借りられるのだけれども、なかなか使いづらいということもあって、トイレを何とかしてくれないかという声を一点聞いていて、なかなか難しいという消防本部の判断もあって、なかなかちょっとそこがうまくいっていないような感じもしたので、その辺の対応ができるようであればお願いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えします。

アスクルのほうとその辺は調整をいたしまして、トイレの状況、要請をしたいと思います。できなければ町のほうで考えるしかないと思っています。仮設トイレなのか、その現場の周辺にそういう場所がなかったのかどうか。コンビニとか借りているという話を消防団の方からも聞いておりましたけれども、確認したいと思います。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今回のことに関連なのですけれども、私が聞いた話だと、例えば休憩所に関しては、最初のうちはアスクルのほうに運送する方のドライバー用の休憩所を使っていたけれども、火災の延焼に伴

って使えなくなった。トイレも仮設トイレを最初置いたけれども、これも延焼によって、ちょっと危険になってきたので使えなくなったと聞いているのですが、トイレのほうは準備していただくとして、休憩所等がないので、皆さん、軽く食事とかするときも車両の中とかで食べているという形でお話を聞いたのです。私も現地に立ち入っているわけではないので、現状はわからないのですけれども、そういった少しでも、まさに現場ですけれども、車両の中で軽食をとるとかそういう形にならないような、軽く食事をとれるようなスペースも、もし用意していただければと思いますので、そちらのほうを確認とれたら対応をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 私のほうが現場を見に行ったときには、議員さんおっしゃったようにドライバー用の休憩所のところで食事をとっておりました。その後の状況をもう一回確認して、状況によりまして対応を考えたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 済みません。内藤です。

もう一点だけ。避難勧告が出ている世帯と、あとその周辺の8世帯に、やはりアスクルさんもいろいろ支援の手を伸ばしていただいていると思うのです。それで、今後の話なのですけれども、町には災害の見舞金制度というのはあるのですが、これはきっとそれには適用しないだろうなというふうに思うのです。そうすると、アスクルさんのほうからしっかりと避難勧告を受けたところと自主避難をしているところへのお見舞いということも今後町からしっかりと働きかけていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えいたします。

今まさに、まだ火災が延焼中ということで、鎮火のめどが立った時点で、アスクルのほうでは、社長から説明を聞いております。地元も回りますし、説明会も対象地区、所沢分も含めてという話をしておりました。きちんと対応して説明をさせていただいて、お見舞い、あるいは補償の問題について周辺の方と丁寧に話をしたいというふうに、こちらでも確認しております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） ちょっと私のほうから、議会の運営の件でちょっと聞きたいのですけれども、これまで専決処分だったのですか。それとも、これから出てくるのでしょうか。

自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 専決処分は今行っておりません。

○議長（菊地浩二君） 一切していない。これからの予定とかもなし。

○自治安心課長（伊東正男君） 今のところございませぬ。

○議長（菊地浩二君） もう一つ聞きたいのですけれども、これは消防組合のほうといろいろ関係してくるのだと思うのですけれども、そちらのほうで負担金とかの話が出てくると思うのです。それだと、もう年度末も近いのですけれども、今後、その負担金の補正とか、そういったことはどうなるのですか。

自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 非常備も含めまして、組合のほうで予算的なところを行うのが本筋でございますので、今、消防組合でどのぐらいの経費がかさむのかという状況が全く相談できる状態にございませんので、何とも申し上げられないところもありますが、負担金の増額の可能性はあるかなというふうに考えております。

○議長（菊地浩二君） ちなみに水道のほうも大丈夫なのですか。

上下水道課長。

○上下水道課長（池上武夫君） 終わってみないと集計が出ませんので、金額的には今お話しすることはできないかなと。ただ、予備費もありますので、その中でできればいいかなというところは今考えております。ただ、これから先、どのぐらい伸びてくるのかというところは今のところ不確定なので、ちょっと今の段階でお話はできかねます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ということですので、予算関係についてはまだ流動的ということでご承知おきいただきたいと思っております。

以上で、協議事項1、上富地内物流倉庫火災についての報告を終了いたします。

暫時休憩します。

(午前10時10分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前10時13分)

◎公立保育所民営化に関する保護者説明会について

○議長（菊地浩二君） 協議事項2、公立保育所民営化に関する保護者説明会についての説明をお願いいたします。

こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） それでは、公立保育所民営化に関する保護者説明会の報告につきまして、保育担当職員、平野より説明をさせていただきます。

○こども支援課保育担当主査（平野健太郎君） おはようございます。保育担当の平野です。よろしくお願いいたします。

本日お時間いただきまして、平成29年の1月に開催いたしました公立保育所民営化に関する保護者説明会の概要につきましてご報告を申し上げます。

経緯といたしましては、そちらの資料のほうをごらんいただけると、10月に民営化検討委員会から提言書が出されたわけですが、11月開催の全員協議会において、そちらのほう、ご報告を差し上げたところでございます。その後、町といたしましては、第二保育所の保護者の方、こちらは直接の利害関係が深いということで、そちらの保護者の方に対して説明をする機会をとということを決めまして、平成29年の1月に4回やろうということを決めました。そちらのほうにつきましては、今年の11月30日に保護者の方に対

してお知らせという形で説明会を開催するという形で通知を差し上げたところでございます。

では、次に、実際やった部分でございます。2の開催日時、場所というふうに書いてありますが、開催をした回数は4回なのですけれども、日時につきましては、1月14日の土曜日、また21日の土曜日に午前と午後、土曜日にお休みがとれない方のために24日の火曜日の夕方という形で日時を設定させていただいています。1回目につきましては、14日土曜日10時から中央公民館ホールで開催いたしましたが、町からは町長、あと政策推進室長、またあとこども支援課の職員、こちらの者が参加をいたしましてご説明を差し上げたところです。参加の人数につきましては、一番右になりますけれども、1回目は22人の方がいらっしゃいました。

次、翌週の21日の土曜日につきましては、場所は第二保育所の2階に遊戯室がございまして、そちらの場所を使わせていただいております。参加者はこども支援課の職員という形になりますので、町長、政策推進室長は出席をしておられません。人数はおのおの、午前中が5人、午後が1名という形になっております。

また、24日につきましても同様の出席者で、参加者の方は2名という形になっております。

説明資料の内容につきましては、ちょっとごらんいただく形になりますけれども、こちらでご説明をする時間もちょっと長くなりますので、割愛をさせていただきますが、4回やるに当たりまして、1回目の説明が、例えば2回目、3回目、4回目に出た方と、全然違うというか、内容がなるべく同一になるような形で心がけながら、40分程度ご説明を差し上げて、その後、質疑応答という形をとらせていただきました。実際ご意見等がいただけない、発言をちょっと控えられる方もいらっしゃるかなと思われましたので、アンケートも実施をあわせてしております。

裏面になりますけれども、児童年齢につきましては、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳という形で、色分けをさせていただきますが、アンケートでいただいた方なので、実数、実参加者数とはちょっと相違がございます。民営化の関係につきましては、ゼロから2歳児のお子様というのが最も直接影響があるという形で考えております。アンケートに答えていただいた半数以上の方の保護者の方にゼロから2歳までのお子様がいってしまったという状況でございます。

では、その説明の後に主なご意見をいただいた部分について、3番という形でまとめてございます。基本的に民営化のご説明をした後に今後のプロセス、例えばガイドラインというものをつくらないのかとか、事業者選定等もございまして、そちらに保護者の方のご意見を十分反映できるような仕組みをきちんとつくってほしいという形のご意見を多く寄せられております。また、お子様たちへの影響が少なくなるようにきちんと町のほうは努力していただきたいというようなご意見も多く寄せられたところでございます。一方で、方針決定までのプロセス、お知らせをしたところでございますけれども、町としては周知を図っておったつもりなのですが、保護者の方からいたしますと、それは十二分ではなかったのではないかとのご意見も寄せられたところでございます。

それらを踏まえまして、町側といたしまして、その説明会の中でお答えした内容を4番の部分でまとめてございます。町側の対応という形になっておりますが、先般の全員協議会でもお話を差し上げたかと思えますけれども、説明会、保護者の方に対するご説明の第一歩として捉えておるということをまずお伝えをしたところです。また、ご要望のありました民営化に当たってのプロセスの中に保護者の方のご意見を入れていくというようなことについてはきちんとやってまいりたいというようなお話を差し上げております。その情

報提供の方法につきましては、説明会を開催するとか、文書によってお知らせをするとか、さまざまな方法を考えられますので、その部分をお伝えしたところでございます。

また、主な意見の中の後段で、プロセスについて十分に伝わっていないのではないかというご意見については、第1回目のときに町長が参加をしておりますけれども、町長のほうからも方針決定のプロセスについては保護者の方への情報提供について不十分な部分があったかもしれないということで、その部分は町長からも、また事務局の我々こども支援課のほうからもおわびを申し上げたところでございます。実際これから、今回は1月に開催した保護者説明会の概要ということでのご報告ですので、説明は以上になりますけれども、また今後につきましても、議会の議員さんのほうに経過等をご報告を差し上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして質疑ございますでしょうか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） おはようございます。増田です。

今のところで、会場で発言しない方の意見もいただけるよう参加者アンケートを実施したということで書いてあるのですが、このアンケートの内容というのは、この下の主な意見等という中に大体全部入っているというようなことでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） それでは、お答えいたします。

アンケートの内容の大部分に関しましては、これからの方法とか対策に関しまして、保護者の意見を十分に聞いてほしい、それでガイドラインをきちんとつくって、業者選定等もよい業者が選べるように保護者の意見や保育士の意見などを取り入れた形で実施してほしいとか、今後のことが大部分でございました。あと、その中には、今までのプロセスに対して、一応報告はしたり文書も設置しておいたのですが、細かい部分に関して、やはりちょっと周知が行き届いていなかった部分もありましたということがありましたので、今後は説明を細かにしながら連携もとって実施していきたいということでお答えしております。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 保護者参加人数というのは、1月21日の土曜日の午前5人、それから同じく1時半から1人、24日3時半から2人という、とても参加人数が少なく、これはやっぱり多くの保護者の人が参加をして、その中でいろんな意見を交えるということが大事だと思いますけれども、この日の設定というのは、この辺はもう少し人数が集まるような日を設定すべきではなかったかと思いますが、その辺については。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

日程の設定につきましては、昨年11月30日の時点で日にちを幾つか設定いたしました。この中で、土曜日、それから次の土曜日の午前、午後と平日という形で、4カ所、できるだけ出られるような形をとったつもりなのですが、これは1回目の説明ですので、またこの後、保育所のほうでも、いつでも所長が聞

くような体制もできておりますし、何かあれば子ども支援課のほうにも連絡をいただければお答えはしますということでお話しさせていただいております。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その辺も保護者のほうの参加しやすい、そういった日にちというのは保護者のほうから聞いておくべきではないかなと思いますけれども、その辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） 第1回目に関しましては、できるだけ早いうちに説明会をしたほうがよいと考えまして、1月に4回を設定させていただきました。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今後、その辺、保護者が参加しやすいそういった日というのを聞きながら、そういった対応をしていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（菊地浩二君） 保育所長。

○こども支援課第二保育所長（伊藤和江君） お答えいたします。

保護者の方の参加がしやすい日を考えて設定してまいりたいと思っております。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません。1点だけ確認させてください。

第二保育所のほうで40分間にわたって説明したということなのですが、定員90人だと思うのですが、参加人数が、これ数えるとそこに達していないのですけれども、そのほかの方への説明というのはどのような形でされたのかだけ確認お願いします。

○議長（菊地浩二君） 保育担当主査。

○こども支援課保育担当主査（平野健太郎君） お答えします。

参加をいただけなかった方々についてのご説明なのですが、今回、このご報告の後に、いただいたご意見、説明会の資料自体は、今、第二保育所のほうに備えておるのですが、その後、いただいたご意見等取りまとめて、保護者の方全ての方にフィードバックをするという予定ではございます。また、個別で、先ほど課長のほうからもお答えいたしましたけれども、気になるお電話等でお問い合わせをいただいたりとか、そういう部分もございますので、改めて別の日を設定してこの同じ内容をやるということではなく、情報を皆さんに満遍なく、なるべく不公平感ないように出していくというような形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

当日、説明会にどうしても参加できなかった方々も、参加したいのだけれども、できなかった方もやっぱりいらしたと思うのです。このアンケートが参加者アンケートということで、参加者に対してだけのアンケートかなと思うのですが、これからは情報提供、そして保護者の皆さんへの意見を十分に反映するというこ

とですので、また参加者だけではなく保護者の全ての方に対するアンケートなんかも必要なのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（杉山加栄子君） お答えいたします。

保護者の意見を取り入れてほしいという意見はございましたので、これからはいろいろな方法を考えながら、できるだけたくさんの方の意見を吸い上げて実施していきたいと考えております。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） これからやはり反省を踏まえて、極力保護者の皆さんの意見を取り入れ、そして情報も提供されるようによろしくお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

今後の予定についてちょっとお伺いをしたいのですけれども、アンケートを出されて、今集計中だと思うのですけれども、それを集計したものは、こちらの議会のほうにも提出していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 保育担当主査。

○こども支援課保育担当主査（平野健太郎君） お答えします。

まず、こちらで今ご報告しているアンケートにつきましては、説明会を、理解度だとか、どういう方の階層が参加をされているのかとか、そういう部分。あと、自由意見というような形でのアンケートでございまして、ちょっとアンケートといっても、民営化に対してどういう不安があるかとか、そういう部分の設問があったわけではございません。今後、先ほど課長がお答えしましたけれども、皆さんのご意見を伺うという手法の中で、説明会のこのような開催だとか、アンケートだとか、さまざまな方法が出てくるかと思えます。実際のところ、集計結果と申しましても、本当によくわかったか、わからないかとか、そういう部分の、本当にシンプルな講演会のアンケートのような形のスタイルでございましたので、また今後、不安、そういう具体的なアンケートがなった場合というのは、やはり情報提供というか、皆さんにわかっていただくということでご説明をする機会をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 以上で、協議事項2、公立保育所民営化に関する保護者説明会についての報告を終了いたします。

暫時休憩します。

(午前10時29分)

○議長（菊地浩二君） それでは、再開いたします。

(午前10時33分)

◎新環境センター運営による一般廃棄物処理事業費について

エコパ運営協定書の見直し等による運営事業費について

○議長（菊地浩二君） 協議事項3、新環境センター運営による一般廃棄物処理事業費についての説明をお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（早川和男君） おはようございます。それでは、環境課のほうから3点ほどということで、ご説明、そしてご報告をさせていただきたいと思います。

そして、まず資料のほう、次第、そちらのほうに1点目、新環境センター運営による一般廃棄物処理事業費についてということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、一般廃棄物処理事業、一昨年になります。ごみのふじみ野市への事務委託ということでご審議をいただいて、可決していただき、その後、ふじみ野市と三芳町の協定、そちらのほうを締結させていただきました。これまでは、昨年度までは、昨年度の中間期に協定書に基づく事務委託になりましたが、これまでは三芳町の清掃工場、あるいはふじみ野市の上福岡の清掃センター施設運営については、直営ということでやってきておりますが、昨年の実質10月1日から三芳町の廃棄物処理事業についてはふじみ野市への事務委託ということで事務が進められております。そして、毎年予算の審議あるいは決算等々、事業費のご審議に当たっては、それぞれ廃棄物処理業務、いろいろその管理運営あるいは業者委託というふうなところで個別に審議をしていただきましたが、新年度、平成29年度からは新環境センター運営の事務負担金、ふじみ野市への委託にかかわる事務負担金というふうな一本化されます。そのようなことから、その負担金の中身について、主にこの1点目の説明はしたいと思います。ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1ページ目をめくっていただきまして、1ページ目、2ページ目、29年度以降の負担金の積算根拠については2ページ目以降になりますが、まず1ページ目の一番上段になります。三芳町一般廃棄物処理事業費、平成27年度決算整っておりますが、新年度予算、平成29年度の予算、比較しますと削減額が4,337万2,000円、平成27年度と比較しますと4,337万2,000円ほど減額される見込みとなっております。

そして、1ページ目のこの表記については、27年度の決算額になっております。若干ご紹介いたしますと、平成27年度の廃棄物処理事業費、ちょうど3番目になります。平成27年度の経費というふうなところで、27年度の経費約2億3,856万ほど経費かかっておりますが、平成29年度、ちょうど2ページ目の一番下の表、こちらの方にふじみ野市と三芳町の負担金額、そして負担割合ということで表記しましたが、2ページ目の表の一番下、三芳町の事業費負担金、そちらの欄をごらんいただきたいと思います。負担額は1億9,519万6,000円の負担金額になります。まず、新環境センターによる新施設での廃棄物処理事業、行財政効率化施設の管理上等々で削減効果、約4,300万ほどの減額となっております。それでは、平成29年度、これは新年度予算のご審議というふうなところになるわけですが、まずはその前の段階で、その負担金の中身についてどのように積算されているのかということで、ご説明のほうをしたいと思います。

まず、積算の根拠、先ほど申し上げましたとおり、規約に基づき、ふじみ野市、三芳町、両市町によって委託に関する協定書、昨年2月に締結をいたしました。基本的な経費の算定の出し方でございますが、運営管理と経費総額を基本額として、均等割20%、ごみ量割80%で算出しております。そして、その経費の基本的な中身でございますが、その協定書の(1)、(2)、(3)で表記しましたが、まず環境センターの運営業

務委託料、2点目が管理啓発に係る事務事業費用、そして3点目が資源物等の処理及び再生利用に係る費用、そのような3点の項目について、それぞれ三芳町、ふじみ野市の負担金を算出しております。別表のほうで算入経費ということで表記しましたが、ごらんのとおりの経費となっております。そして、備考のほうに表記しましたが、不法投棄、こちらのほうは実費負担ということになっております。例えば路上等不法投棄、タイヤ、消火器、電化製品ですとかあった場合には、それは持ち込んだ量、処理費用によって実費負担となります。

そして、別表2、負担割合、ごみ量割で80%という協定を締結しておりますが、そのごみ量割の算出方法ということで、別表2のほうに協定書のほう表記しております。こちらの表の右肩でございますが、それぞれ費用項目1、2、3、運營業務委託料、あと2点目、(2)、(3)ありますが、それぞれのごみ量割の出し方、ごみの品別、例えば燃やすごみ、燃やさないごみ、あと資源物云々ございますが、それぞれの項目ごとに、例えば運營業務であれば①から⑥、燃やすごみから容器包装プラスチックまでのごみ量をごみ量割として算出して、それに基づく負担金の額を算出するのが、この一般廃棄物の処理経費の算出基礎となっております。

それでは、2のほうに移りますが、処理経費・負担金額、先ほど申し上げましたとおり、ふじみ野市と三芳町、それぞれの負担額、負担割合、こちらの表をごらんいただきたいと思っております。それぞれ経費項目、運營業務委託、そして管理啓発事務、資源物の処理経費、不燃物・家電、そちらのほうの負担金の額については、予算に計上いたしましたのが、全体では三芳町の負担金額1億9,519万6,299円、全体総経費の35%となっております。合計はこの金額です。それぞれの業務委託の内容の負担額については、その①、②、③、④の経費予算で計上いたしております。

続きまして、3ページ目、4ページ目のほうをごらんいただきたいと思っております。それでは、その合計の負担金額を計上しておりますが、そちらのほうのより具体的な費用項目、中身のほうをお示しをしております。3ページ目、4ページ目。まず、3ページ目のほうからいきますと、3番目のところには、当然廃棄物処理事業、資源物のほうを売却いたします。実質的な廃棄物にかかわる町の経費というふうなところで、3番目のほうは実質事業費であらわしました。まず、事務委託経費ということで、ふじみ野市への負担金が約1億9,500万、そして資源物売却代金、これは缶やペットボトルや紙類、それを売却する三芳町の歳入部分になりますが、それが約2,000万ほど。差し引きしますと、平成29年度、新年度の廃棄物処理事業にかかわる実質事業費は約1億7,500万、そちらのほうの経費がかかるということで予算計上いたしました。

そして、話のほうは若干戻りますが、先ほどのそれぞれ項目別、環境センター運營業務、あるいは管理啓発事務事業費用、それぞれの個別の経費の算出を1)、2)、3)、4)ということで表記をいたしました。

まず、1)の環境センター運營業務委託料、こちらのほうでございますが、以前よりご説明しておりますとおり、焼却施設、熱回収施設、そちらのほうの運營業務については、契約相手先、それは日立造船を親会社とするふじみのエコウェルズ、そちらのほうと15年間の長期契約を締結しております。そして、その総額、これは後ほどご説明しますが、エコパと合算の運営経費ということで、実質17年間、エコパが2年先立って運営開始しましたので、熱回収施設は15年間、エコパのほうは17年間ということで、長期契約を締結しています。総額では87億となっております。単純に考えますと、それを17、あと15で割り返しますと、年間平均5億8,000万の委託契約になっております。それをそれぞれ負担割合で負担していくというふうな契約、事務

委託というふうな形の締結になっております。

そして、話のほうは戻りますが、環境センター運營業務委託費、そちらのほうの委託料、これは契約上の問題、契約上、示している形でございますが、業務委託料の中身、変動費、固定費、補修費ということで、ふじみのエコウェルズとの業務委託、平成29年度の支払額が約4億2,500万、そして収入ということで、こちらのほうはふじみ野市のほうの歳入にまず入ります。売電収入あるいは廃棄物の処理手数料、行政財産使用料ということで2億1,100万ですか、こちらのほう売電収入、電力を発電いたします、環境センターの中の電力は全て賄った上、残った電力を売電して、約1億円ほどの歳入の予算を見込んでおります。

そして、2)、管理啓発に係る事務事業費用ということで、こちらほうの費用については、熱回収施設焼却場の南側の管理啓発棟、そちらのほうでの事務経費ということでご理解のほうをお願いしたいと思います。総経費については約4,700万ほど。

そして、3)、資源物等の処理及び再生利用に係る経費ということで、こちらのほうの全体経費が2億9,400万ほどになっております。市は焼却残灰、こちらのほうを処分する、具体的に申し上げますと最終処分場への搬入あるいはリサイクルへの搬入等々の処分業務です。そのほか、それぞれ資源物ごとの処理業務委託になっております。そして、こちらのほう、資源物の処理業務委託、缶とペットボトルがゼロ円表記になっています。こちらのほうでございますが、以前までは三芳町、要するに直営でやっていた時代は業務委託という形でやっておりましたが、缶、ペットボトルにおいても新環境センターの経営運営のほうで処理しております。ですから、熱回収施設のほうで、こちら缶、ペットボトルの処理業務については実施しておりますので、ゼロ円という、予算計上ではゼロというふうな形になっております。そして、先ほどのふじみのエコウェルズとの契約の委託料の中身、変動費、固定費、補修費等々、ご紹介いたしました、その中身については、こちら概要、主な項目ということで、このような委託料の内訳となっております。

そして、参考2のほうについては、一番負担金に影響が出るごみ量割のそれぞれのごみ量の比率です。ふじみ野市と三芳町、それぞれのごみの品目ごとの割合、こちらのほうにお示しいたしましたので、ご参考ということでご紹介いたします。

説明については以上です。

○議長（菊地浩二君） 続いて、協議事項4、エコパ運営協定書の見直し等による運営事業費についての説明をお願いいたします。

○環境課長（早川和男君） それでは、新環境センター、新しい環境センターの施設、昨年10月末に供用開始となりました。新環境センターの中の大きな施設の中身は、先ほどご説明した廃棄物処理施設、熱回収施設、啓発棟、そして平成26年6月から供用開始しておりますエコパの大きく3つ施設が入っているような状況でございます。

そして、エコパの運営にかかわる運営事業費について、5番目、6番目のページ、平成29年度の予算額は幾らになるかということで、ご案内のほうしたいと思います。まず、こちらエコパの平成29年度の運営事業負担金、こちらのほうも決算が出ております27年度の事業費、そして新年度の予算の事業費ということで比較いたしますと、約2,494万、負担金が軽減されます。そして、まずこの軽減の要因、2つほどございます。細かい中身については後ほどご紹介いたしますが、まず運営経費、新環境センターの熱回収施設が供用開始になりまして、そちらのほうから熱源が提供されておりますので、電気料がゼロ円というふうな形になって

おります。そのような点から、運営経費、ランニングコストの軽減ということで、全体のその事業費でいきますと約5,100万、それが三芳町の負担金の削減額になりますと1,675万ほどになります。それと、以前より課題でありました協定書の見直しをいたしました。これまでは費用項目の負担割合を出す費用項目、ごみ量割で算出しておりましたが、それを利用者割に変更いたしました。その協定書の見直しによる軽減額が約810万ほど。合算いたしますと27年度比較、29年度の予算については、こちらのほうで表記をお示ししたとおり約2,494万ほどの減額となります。

そして、こちら説明資料のほうごらんいただきますと、2)のほうで29年度の予算額と決算額を表記いたしました。27年度の三芳町の負担金の決算額、エコパのほうは無料というか、優待者証を持参した者に対しては利用料金が無料になります。それに対する補填分も含まれております。27年度の三芳町の負担金の決算額は約6,417万ほどでしたが、29年度の三芳町の負担金の予算額については約3,922万ほどになります。このようなところから、エコパの運営負担金についても、かなりの軽減が図れるものと考えております。

こちら6ページには、先ほどの協定書の見直しということで新旧というふうな形でお示しをいたしました。説明については以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの協議事項3と協議事項4につきまして、何か。

環境課長。

○環境課長（早川和男君） 済みません。6ページの協定書、締結日が年が間違っておりました。平成29年を28年12月15日締結ということでご訂正をお願いします。済みません。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、何か質疑等ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

1ページ目のところで、平成27年度の経費で、米印で資源物売却代金等の収入については加味しないとなっています。そうすると、29年度は加味しないという意味がちょっとよくわからないのですが。要するに29年度以降は、この資源物売却代金に関しては三芳町には入ってこないという解釈で、これを外したのですか。そこの外した意味がよくわからないですが。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） この米印の売却代金等の収入については加味しない。これは、こちらのほうの上、29年度、27年度廃棄物処理事業費の経費、こちらのほうを表記、要するに差を出すために売却代金はこちらのほうには入れていません。というのは、ちょっとご紹介いたしますと、まず27年度、こちらのほうは廃棄物処理事業経費約2億3,856万ほど表記してございます。こちらのほう、実際に売却代金を加味しますと実質事務経費、この1ページ目の一番下になりますが、2億1,100万ほどになります。ですが、この計算上、資源物の売却代金は加味しておりません。そして、29年度の資源物の売却代金、これはまずはふじみ野市のほうに歳入で入ります。そして、三芳町のほうにその売却代金のほうは入るというふうな形をとっております。そして、29年度の資源物の売却代金については、3ページ目の一番上、29年度の廃棄物処理事業実質事業費ということで、平成29年度の三芳町の資源物の売却代金等の歳入の予算額は2,015万を予算計上いたしました。ですから、あくまでも計算をする上で、この1ページ目の米印は表記したものでございます。歳入のほう、資源物の売却代金の差については29年度予算において約2,015万ほど予算計上いたしました。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっとよくわからないのですが、29年度のほうは資源物売却代金等ということで約2,000万入れていると。ところが、27年度のほうは売却代金は加味していないということになると、ここで4,300万のマイナスになっているよというのは、実は27年度の売却代金入れるともっとこれが減って、そんなに下がらないのではないかと思うのですが、そこら辺が整合性がちょっとよくわからないのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 説明のほうが大変わかりづらくて申しわけございません。

まず、もとに戻したいと思えますけれども、この削減額4,337万2,000円、これは事務委託経費だけを表記したものです。27年度、29年度。29年度は新年度予算で予算審議をいただきますが、そちらのほうの削減額を表記してございます。そして、先ほど来、議員さんのほうのご提示があります資源物の売却代金、平成27年度は、これは決算でございまして、2,700万ほど資源物、ペットボトルとか缶とか鉄の売却代金が歳入と入っております。29年度についても、予算計上は2,000万ほどですか、2,015万ほど予算計上、歳入はしております。ですから、廃棄物の処理事業費、歳入は考えなくて、単純に処理事業費だけを比較対象したものです。ですから、実質の、これで歳入が新年度どのぐらいいくかわかりませんが、社会情勢によって資源物の売却代金の歳入は大きく変化しますので、単純にランニングコスト、廃棄物をするためのランニングコストの削減額が4,300万ということでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません。今のところなのですけれども、ご説明で大体理解できたのですけれども、これは資源物売却代金、27年度が2,700万、29年度が2,000万の予算ですけれども、結構、700万とはいえ割格的には大きい減額で見込んでいますが、これはこういった要因でお考えでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 資源物の売却代金、先ほどお話しいたしましたが、社会情勢でその売却額が変動いたします。そして、新年度のこちらのほうの三芳町への歳入、売却代金2,015万ほど、こちらのほうには、よく決算あるいは予算でご審議していただいておりますが、ペットボトル、容器包装、そちらのほうの売却代金を入れていません。というのは、かなりふじみ野市のほうと歳入あるいは歳出のほうも調整を図りました。ふじみ野市のほうと調整をした結果、流動性が高いというふうなところがございまして。年によっては1,000万入る場合もあります。年によっては何十万程度というふうな年もあります。そのようなことから、容器包装リサイクル協会からの拠出金と言われておりますが、そちらのほうは新年度入れていません。ですから、予算上は2,000万ほどでございまして、実質決算でいきますと、一般的にこれまで昨年度、一昨年度と状況を見ますと、これを超えると考えています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ご説明ありがとうございます。2ページの一番下の2の表なのですけれども、この中で④番の不燃物と家電というところで、ふじみ野市と三芳町が負担率が50%、50%となっているのですけれども、ここの理由をちょっともう一回教えていただけますか。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 2ページの表の新年度の予算積算というふうなところでご質問いただきました。この④の不燃物・家電、要は不法投棄物、こちらのほうの協定書ですか、表記してあります備考、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。不法投棄物、こちらのほうの、あるいは処理困難物処理費用については、ふじみ野市、三芳町、それぞれ搬入によって実績で費用負担しようというふうな協定を締結しています。ですから、こちらのほうは見込んだ金額が総処理費用が87万1,000円、要するにこれは50%、50%、これは変動します。搬入した量によって、多ければ負担金がふえます。実費負担ということでご理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 以上で、協議事項3、協議事項4についてを終了いたします。

◎緑のトラスト保全地第14号地について

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項5、緑のトラスト保全地第14号地についての説明をお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（早川和男君） それでは、説明資料3点目になります。

緑のトラスト保全地第14号地の財産取得という点では、先月の臨時会において、ご審議、議決をさせていただきまして、今、契約締結に入りました。その後、用地取得、あるいは県が実施しております自然環境調査等々が報告書、中間報告ということでまとめられてきております。その点について、ご案内、ご説明のほうしたいと思います。森林、自然、このトラスト関係、いろいろ事務のほうを担当してエキスパートになっている石崎のほうから説明します。

○議長（菊地浩二君） では、お願いします。

○環境課自然環境担当主事（石崎裕司君） 環境課自然環境担当の石崎のほうから説明をさせていただきます。

それでは、まず7ページ目の資料をごらんください。ちょっと横で、形が申しわけないです。横にさせていただいて、先般の臨時会のほうでもこちらの資料を出させていただいておりますが、ちょっと追加になった部分のほうをご説明させていただきたいと思います。

まず、1番から、トラスト地約3.6ヘクタールの全体の筆数として24筆ございます。

2番、そのうち既に公有地、公共用地である町の土地と一部財務省の土地もございますので、そちらが5筆ございます。それを引いた残りの19筆というのが、今回のトラスト事業の公有地化を進める用地となって

おります。

4番のほうを見ていただきますと、その中で、まず取得が確定している用地ということで14筆、その内訳としまして、町が5筆です。埼玉県さんのほうが下のほうへ行ってもらくと9筆となっております。町の5筆のほうの内訳ですが、①、②、③というのが先般の臨時会のほうで皆様から議決のほうをいただいた用地になります。その下の④番、⑤番というのが、1月の時点で地権者さんのほうから町のほうに売りたいという意向がありましたので、今現在、こちらのほう、契約のほうを急遽進めているところの筆数がこの④、⑤という2筆になります。

最後の5番になるのですけれども、5筆が一応未取得用地という結果になっております。全体の割合ということで、確定用地のパーセンテージが一応79.3%、残りが20.7%が未取得用地という形になっております。

あわせて、今現在の契約事務の進捗状況ということで、先ほど申し上げた町が買います①、②、③については、所有権の移転も先日完了しまして、今現在、引き渡しのほうも受けましたので、あとは土地の売却代金の支払いの手続を現在進めております。

4番と5番については現在契約事務を進めておりまして、まず公払法による1,500万円の譲渡所得税の特別控除というのが公払法で適用になりますので、そちらに事前協議を終了しまして、まさに今週、来週にでも土地の売買契約書の締結を交わすところです。契約書締結後、3月の中旬には所有権移転登記をして、3月末内に引き渡しを受けて、お金のほうの支払いという形になります。

あと、未取得用地についてですけれども、こちらについても、3月、来月中旬に土地所有者さんのほう、町と所有者さん、あとボランティア団体さんの3者による維持管理の協定を結ばせていただこうと思っております。一応未取得であります、町のほうで維持管理をしていただいて、うちのほうでやらせていただいて、その後も継続してトラスト地として維持管理をしていくというようなことで進めております。

8ページ目のカラー刷りの資料のほうが、今ご説明した用地を色分けしたものになります。

トラストの取得事業については以上です。

続けて、9ページ目の埼玉県さんが委託業務で今年度実施しております自然環境調査業務の中間報告ということで、その抜粋のほうをちょっとご説明させていただきます。9ページ目の今回の3.6ヘクタールのトラスト14号地にどのような植生が分布しているかということで、主にコナラ、クヌギの広葉樹が主体で、中には一部ヒノキですとか、エノキですとか、そういったものも含まれるということで、これがまず植生図というものになります。

1ページめくっていただきまして、こちらは、今度植物相です。花や草花なのですけれども、その中でも主な希少種だけを載せたものになります。一応キンランですとか、ギンランというという希少種のほうがこういったエリアに、実際この調査の春先に入ったときなのですけれども、こういったのが見受けられたというものになります。

下のほうを見ていただくと、今度哺乳類がどのようなものがあるかということで、哺乳類のほうはほとんど実際少ないのですけれども、希少種で言いますとホンダタヌキというものが実際こちらに発見されております。

続いて、12ページになります。1ページめくっていただきまして、今度、爬虫類がどのようなものが確認されたかというのが、こういったヒガシニホントカゲであったり、ニホンヤモリといったような希少種が発

見されております。

その下、13ページのほうは、今度鳥類です。どのような鳥がいたかということで、この矢印になっているのは、実際飛び交って、この周辺を飛んでいる様子をあらわしております。中の丸のほうは、実際この中で生息していたということで、このような希少種がおります。

最後に、次、14ページ目めくっていただきますと、今度昆虫類になるのですが、昆虫類の中で希少種は、この主なコシロシタバですとか、ヒメカマキリモドキ、特にこの緑色のクツワムシは、緑色で分布しているのですが、物すごい数のクツワムシが夏場に見られたということで、自然環境調査ではこういった動植物が見られたということで、以下、写真のほうを添付させていただきました。

なぜにこの自然環境調査をしたかといいますのが、今度、19ページ目になりますが、A3の横開きのものを開いていただきたいのですが、こちらは次年度の29年度予算にも反映させていただいているのですが、整備費用ということで、今後、来年度柵を入れたりですとか、散策路を入れたりですとか、当然下草刈り、枯れている木を切ったりなど、そういったことをする上で、まず自然環境調査の結果を得て、そういった形でトラスト14号地を利用していかうかという、そういった利用計画図になります。

真ん中の黄色い部分が、今既にあります緑地公園としての現有施設の機能を、バーベキューであったり、グラウンドゴルフというのをそのまま、トラスト地になっても維持できるような形で、自然ふれあいゾーンということで残します。その横の緑色のゾーンは、逆にここは落ち葉掃きエリアということで、自然共生ゾーンという位置づけで、落ち葉掃きを今よりももっと広範囲にできるように、そんな形でここを維持管理していく。下草刈りを丁寧に行っていくゾーンという形になります。

逆に、保全ゾーンという青で分かれているところは、動植物、特に鳥類の隠れ家となるところが今現在下草刈り等をしているので、逆に少ないという結果が出ておりますので、ここは逆に植生をどんどん生やすような形で、動物の隠れ家ですとか、そういった場所をつくってあげて、保全していくゾーンということで、野鳥なんかが集まるようなそんなエリアとして、この3つのゾーン分けで来年度整備工事のほうを行っていきます。

トラスト地に関しては以上になります。

もう一ページ、最後、20ページです。今後の14号地のスケジュールといたしまして、4月に地権者さんとの用地買収のほうがある程度落ちついてくると思いますので、本格的に広報、ホームページ等について、トラスト地の説明、周知のほうをやっていきたいと思っております。

あわせて、5月ごろに、今年度予算で一応寄附金の募金箱というのを購入させていただいておりますので、来年度、ちょっと各公共施設等に緑化推進費の募金箱を設置させていただきたいなと思っております。そして、6月から翌3月、来年度いっぱいなのですが、トラスト14号地の整備工事ということで、町と県とで枯損木の処理や木柵、あと休憩施設となるあずまやの設置等をしていく予定です。

10月に、今年度、寄附等、募金等の周知もさせていただいておりますので、オープンの前なのですが、トラスト14号地を活用したイベント、緑化普及啓発も兼ねたイベントのほうを開催したいと思っております。

平成30年3月、来年度末には一般公開ということで、オープンという形になる予定でございます。

あわせて、21ページ、最後のページになりますが、先ほど申し上げましたネイチャーイベント、14号地を活用したイベント、29年度のほうにもこちらのイベントの予算のほうは計上させていただきました。一応目

的としましては、このトラスト14号地を活用して住民の方に緑に触れ合っていて、できれば子供から大人までのたくさんの世代の方が参加していただいて、地域の緑のよさというか、そういうのを再発見していただければと思っております。10月の下旬を予定しております、イベント内容としては、町内の中学校の吹奏楽部なんかにもちょっとお話のほうは既にさせていただいているのですけれども、トラスト地の森の中で演奏していただいたりですか、ステージではこういったイベントを行おうと思っております。逆に、保全地内の緑地のほうでは、丸太切り体験や木登り、ツーリング体験や木工細工の体験なども、ボランティアさん等のご協力がなくてはできないのですけれども、そういったことをやりたいと思っております。

説明のほうは以上です。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、何か質疑等ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

トラストのところの未購入地なのですが、ここは町が保全、維持管理していくということで、それに関しては歳出等はあるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） お願いします。

○環境課自然環境担当主事（石崎裕司君） 石崎のほうがお答えいたします。

こちら、実際のところ現状、こちらの地主さんのほうで落ち葉掃き等もされていまして、実際、今も行っていただくと、すごく管理は行き届いている状況なのですけれども、その中で、枯損木、枯れている木とかは来年度まず町の工事の整備費用の中で当然除去しまして、以後の維持管理のほうは特段予算としては見ていませんが、申しわけないですが、サポート隊さん等の協力の中で、消耗品類もこちらでは計上しておりますので、グリーンサポート隊さんと一緒になって維持管理のほうはしていこうと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） その場合、ここは借地でも何でもないわけです。いわゆる民間の土地ですよね。それに対して歳出が発生するという法的根拠というのは整備されているのかどうか。

○議長（菊地浩二君） 自然環境担当。

○環境課自然環境担当主事（石崎裕司君） 自然環境担当、石崎がお答えさせていただきます。

一応今現在も、ここは既に県、町、ボランティア団体さん、あと地主さんのほうで協定書を締結しておるのです。それを来年度も続けていくというような形で考えているのですけれども、法的根拠と言われますと、お互い、当然ここでの瑕疵の責任等は地主さん、維持管理する町の上で、当然協定書の中で決めていくということになっているのですけれども、契約ではないのですけれども、協定という中で決めていくということです。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 協定書、私が聞いているのは、条例等でその辺を明確にしておかないとまずいのではないのですかというところがあるのです。それは、協定だけ結べばどこでもできますという話なのか。民間地であろうと。ある程度の条例で定めておかないとまずいのではないのですかという質問です。

○議長（菊地浩二君） 環境課自然環境担当。

○環境課自然環境担当主事（石崎裕司君） 済みません。ちょっと自分勉強不足なところあったのですけれども、そちら検討させてもらって、必要であれば条例設置等の。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 大変貴重なご意見いただきました。

ただいま担当石崎のほうからご説明いたしました。未取得用地ということで、ごらんのとおりトラスト地内に取得、要するに町あるいは県のほうで取得できない土地のほうがあるということで、そちらのほうの管理。基本的にはこれまでと同じような形、先ほど3者間協定を更新する予定でございます。また、今後、予算審議のときにもご提案いたしますが、町の保存樹林。これまでも、例えば上富、竹間沢保存樹林のほうを指定して、それにかかわる、わずかでございますが、所有者のほうに保存するための経費ということで支出してございます。まだ現状においては、この未取得用地には保存樹林の指定はしてございません。来年度早々、来年度に入りましたら、土地所有者の承諾を得た上で保存樹林のほうをしていきたいと考えてございます。それにかかわるトラスト地ということの指定をしましたので、経費、この土地に関してどのぐらい経費かかるかわかりませんが、その保全活動、全体的なトラスト用地の保全活動の管理運営というふうな形でこちらの土地の経費配分ですか、という点で、その支出についてはご理解のほうをしていただければと思っています。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

保存樹林に関してわかっております、うちのそばにもありますから。ただ、そこは活用するという目的ではないのです。あくまでも保存が主体なので、ちょっとこことは違うと思うのです、トラストとは。ここは活用をこれからしていく場所にもなると思うので、今後トラスト地がどれだけふえるかわかりませんが、やはりこの際、いいチャンスなので、例えば協定を結んだ場合には町としても歳出等に関して必要な支出を行えるようにするような条例を考えられたらどうかという一つの提案です。

○議長（菊地浩二君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 大変すばらしいご提案をいただきました。今後、来年度以降に向けて検討していきます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1点だけ。19ページの中に、自然ふれあいゾーン、また自然共生ゾーン、保全ゾーンとありますけれども、散策路は当然つくっていくと思うのですけれども、住民の方はこの山林のところを自由に歩けるのか、それとも散策路を通して行くのか。その辺について、どちらなのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 環境課自然環境担当。

○環境課自然環境担当主事（石崎裕司君） 実際この表を見ていただくと、赤いところが新規に入れる散策路となっております、できればこの散策路のほうを歩いていただくというのをお願いしたいと思っていま

す。実際外側は道路沿い、これで見ると西側は道路のほうを歩いてもらって、北側に行くとこの赤いラインに入っただいて、ぐるっと。真ん中の緑地公園を抜けて、また隣の筆のほうに入って、オレンジ色、だいたい色で書いてあるのは既存の、これは実際隣の緑ヶ丘住宅の方々もよく通られる道なので、これは既存のままずっと残させていただくような形をとって、できればこの散策路を通っていただきたい。ただし、入っただけいけないというわけではないと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 以上で、協議事項5、緑のトラスト保全地第14号地についての説明を終了いたします。

暫時休憩します。

(午前11時20分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前11時24分)

◎入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合について

○議長（菊地浩二君） 協議事項6、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合についての説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 政策推進室長の百富でございます。本日は、政策推進室より3件ご報告及びご説明をさせていただきます。本日は、私のほか、主幹の島田と主査の富田が同席をさせていただいております。

それでは、1つ目から、まず入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合の統合についてという資料を見ていただければと思います。こちらについて、協議状況についてご報告をさせていただきます。

今回のこちらの資料につきましては、2市1町が共通のもので各議会へのご報告となっております。そのため、富士見市が市長がかわっていることもございまして、これまでの状況、それからそれぞれの組合の課題なども、沿革や状況なども載せさせていただいております。

3番目のところから入らせていただきますが、これまで衛生とそれから消防の統合については、検討を始める旨と、それから期日、30年の4月1日にすること。また、手法を衛生を解散して消防と統合を図るという旨の報告はさせていただいているところでございます。そのため、2ページ目の(4)のところから私のほうでご報告をさせていただきます。

統合の手続につきましては、まず①、議会の議決というふうなところをごらんください。衛生組合の解散について、それから衛生組合の解散に伴う財産処分について、それからもう一つが消防組合の規約を変更する規約、この3件について議会の議決が必要になります。

続いて、②、法定上の協議でございますが、議会の議決と同様に、衛生組合の解散及びそれに伴う財産処

分、また消防組合の規約を変更する規約についても法定上の協議が必要になります。

続いて、③、県知事への申請及び届け出、消防組合の規約を変更する規約の申請について、それから衛生組合の解散の届け出、これらを県知事へ申請及び届け出という形で出す必要がございます。

この時期については、(5)をごらんください。統合のスケジュールというところでございますが、まず平成29年の9月議会におきまして、先ほどの議会の議決というところがございますが、ご審議いただきたいというスケジュールで考えております。

続きまして、平成29年11月には県知事への申請及び届け出というのが、時期として期間これぐらいで必要となってきます。平成30年3月に消防組合議会での改正条例の提案をいたしまして、30年4月から統合後の新組合がスタートできるというようなスケジュールになってございます。

続いて、(6)、名称のところをごらんください。入間東部地区事務組合ということで合意が整いまして、こちらの名称を使用するというところで協議が調っております。こちらの名称については、入間東部というのが定着しており、できるだけ簡潔な名称との判断で、事務組合というのをくっつけておりまして、消防本部の名称につきましても、消防組織法の規定に基づき組合条例で定め、市民への混乱が生じないような名称ということで検討をしていくというようなことになっております。

続きまして、(7)、3ページ目をごらんください。衛生組合につきましても解散という手続をとりますが、その事務承継につきましても、統合後、事務組合が事務を承継するという形になります。

また、(8)の財産の取り扱いにつきましても、衛生組合の財産については統合後の事務組合が承継するという形になっております。

今回ご報告をしたかった統合の手続のスケジュール、また名称については以上になります。これ以外に、既に2月10日付で町長名で議長宛てに統合についての協議の依頼というのを outs させていただいております。A4、1枚で、文書を発出させていただいておりますが、こちらにつきましても、ご協議いただきたい事項、(1)、議員定数、(2)、議員報酬、(3)、議員の改選、この3件につきましても、30年4月1日付で統合の準備をしているところでございますので、三芳町議会といたしましてもご協議をいただきますようご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、何か質疑等ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

協議についての依頼が出されていますが、この決定時期が何も入っていないのです。これは、いつまでと
いうのはないのですか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。お答えいたします。

○議長（菊地浩二君）

暫時休憩します。

（午前 11 時 33 分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前 11 時 38 分）

○議長（菊地浩二君） 答弁の訂正がありますので、政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 政策推進室、百富でございます。

先ほどの山口議員のご質問に対するお答えについては削除をお願いいたします。

改めて、時期といたしましては、9月の議決というのを考えておりますので、おおむね5月ぐらいにはお答えをいただけるような想定ではあります。公式にはきちっとした期日というのは決めておりません。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、ちょっと私のほうから一ついいですか。

統合の目的で効率化を図るとあるのですけれども、執行側はどれぐらいの効率化が図れるのですか。それに合わせて議会側も効率化というのを考えて定数とかも考えるかなというのがあるのですけれども。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。お答えいたします。

執行側につきましては、今、共通事務というのを、お互いの衛生とそれから消防の共通事務について、きちんと、どういう中身で、どういう事務があるかというのを出しているところでございますので、ここで何々と何々ということでの答えできるだけの準備は整っていない状況でございます。

○議長（菊地浩二君） ちなみに、それはいつぐらいにわかりますか。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。

来年度に入りますと経費の試算などが具体的なところにいきますので、およそ5月ぐらいには整うのではないかと想定はしております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、この消防と衛生というのは、仕事の内容が全く違うと思っています。でも、消防のほうもご存じのように、もっと職員をふやさなければいけないし、消防支所ももう一カ所ふやす、そういったことが求められるところなのに、こういった内容が全く違うのに、ここで効果としては効率的とか合理化とか、そういうことばかりなので、本来の仕事がそういうことによって向上できるのかどうか、それがすごく心配なのですけれども、こういったことを首長だけで決めるのではなくて、もっと多くの人の意見を聞いてから、それからどうするかという、そういう方向に持っていくべきではないかと思いますが、その辺についてはどう思いますか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

消防組合、衛生組合とも全く別々の業務をやっておりますので、それについては、それぞれ今現在と同様な流れで進んでいくことと思いますが、共通しているものなどもございます。また、同じ枠組みで、富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成されている事務組合でもございますので、そういった面では一部分は効率的な考え方で進められるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） もっと多くの人の意見を把握して、それから進めるべきではなかったのかなと思いますけれども、その辺について。

○議長（菊地浩二君） その件についてですけれども、そもそも衛生組合のほうでは、前から話がありました。当然共産党さんからも衛生組合に出ていますので、なぜ統合が必要かというのは、そちらから聞いてもらったほうがいいのかと思います。特に組合事務について余り経験がない政策ですので。衛生はこれまで統合等についてずっと協議をしてきたところがありますので、今、衛生は本名議員だけ、本名議員はちょっと難しいかもしれないので、ほかの2市の議員から聞くなりして、経緯というのをもっと知っていただきたいと思います。その上で統合についてどうかというご意見だったら、十分話し合いの場になるかと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 以上で、協議事項6、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合についてを終了いたします。

◎高齢者運転免許証自主返納支援補助金について

○議長（菊地浩二君） 協議事項7、高齢者運転免許証自主返納支援補助金についての説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） それでは、続きまして高齢者運転免許証自主返納支援制度の概略についてご説明をさせていただきます。

お手元のA4判のチラシをごらんください。平成29年度の新規事業といたしまして本制度を創設いたします。今後予算をご審議いただくことにはなりますが、制度の概略について簡単にご説明いたします。

まず、この制度の目的でございますが、高齢者による交通事故を防止するとともに、運転免許証の自主返

納を促す支援策として実施をいたします。

対象となる方は75歳以上の高齢者で、三芳町に住民票のある方となります。また、平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、その確認を申請による運転免許取り消し通知書や運転経歴証明書などの証明をもとに確認をさせていただきます。

補助できるものにつきましては、まずライフバスの回数券、続いて交通系ICカード、続いてタクシーの利用、続いて経歴書発行の手数料、これらの費用につきまして、領収書をもとに合計1万円を限度といたしまして補助していくものでございます。こちらはお一人1度のみ利用となります。

また、この補助によりまして、公共交通機関を利用し、気軽に外出する動機づけとなることをイメージしているものでございます。

以上が高齢者運転免許証自主返納支援制度の概略でございます。

○議長（菊地浩二君） 質疑をお受けします。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

まず、何点か聞きたいのですが、自主返納、満75歳以上。75歳以上とした理由なのですが、所沢ですと65歳以上でバスの無料券の配布とあります。例えば先ほどのエコパだとか、余熱利用でしたら60歳以上とあるのですが、この75歳以上という、自主返納制度、先ほど課長のお話では交通事故の防止があるということでございますから、75歳以上というのはちょっと年齢が高いのではないかと思うのですが、この75歳に決めた理由を教えてください。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

今お話のあったように年齢についてはさまざまな議論を重ねてまいりましたが、大きな理由といたしましては、まず高齢者の定義といたしまして、提言ではありますけれども、その75歳以上というような考え方も今出てきているということと、それからもう一つ、今回の75歳以上の方の運転免許証を保持している方を対象に認知症などの確認というか、そういったものが新たにここで加わってくるというようなこともありまして、75というような設定をさせていただいたこと。それから、高齢者の事故が増加する年齢というのを、こちらについては、その事故が多くなる年齢ということも確認をして、75というのを最終的に選んでいるというような状況でございます。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） それでは、担当課では75が適切な年齢だということの認識ということなのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。

今回こちらの制度、要綱設置をさせていただくのですが、おおむね2年間で見直しをしようというような予定でございます。そうした中で、対象となる方の人数と、それからどれぐらいの方がこちらの制度を使っただけの状況次第で、また見きわめてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） わかりました。

そうしましたら、次の補助の内容についてなのですが、これですと自主返納者以外の方も利用ができてしまうのではないかというのをすごく懸念するのですが、この本人確認等はできるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。お答えいたします。

利用の都度確認というような形はとれませんが、その方が購入をして、おおむねご家族が利用することについては、その免許返納によって同乗していたご家族が使えなくなるということもあり得ますので、そういったこともあって、必ずご本人の名前で領収書をもらっていただくという形はとりたいというふうに考えております。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） わかりました。

それと、あと1人1回限りとありますが、これは先ほどの75歳以上というのもありましたが、まずやってみてということで、1人1回限り、年1回というような文言を打っているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

そういったスタートしてみないかという課題も出てくる可能性もあるので、見直しはしたいというふうに考えていることと、それからもう一つ、公共交通機関を使って、返納した後も変わらず外出することができるのだというきっかけになればということ今イメージしております。その後のずっと利用に関して補助していくというものにできるかどうかというのは、やはり今後の申請状況等見ていかないと難しいのではないかとこのような認識でおります。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） あと、最後なのですけれども、埼玉県警で自主返納者に対してのシルバーサポート等があると思うのですが、三芳町はたしか1件しかなかったはずなのですけれども、たしかシルバーサポートの事業者が1件しかなかったと思うのです。これから町として、そういった事業者、シルバーサポートの事業者をふやすという計画等はあるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

これまで議会の答弁でもお答えしておりますとおり、そういうシルバーサポートの件につきましては、今後もっと手厚くできるような働きかけをしていきたいと考えております。町のほうで今できることということで、こちらの公共交通機関をまずは使って、変わらずに外出できるような、そういったことをお考えいただけるような機会としてこちらの制度をつくっておりますので、これがあれば返納後も安心だというような状況でないことは認識しているところでございます。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） 岩城ですが、ありがとうございます。

今回のこの自主返納の制度という形でホームページに載せられて、パブコメを、住民の方のお声を聞くということで出されたと思うのですが、その主なお声をちょっと教えていただければと思います。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

本日ご用意をしておきませんが、1件ございました。ホームページに載せさせていただいているので、大変申しわけないのですけれども、そちらをご確認いただければと思います。お一人、デマンドのかわりの制度としてはちょっと少ないのではないかというようなご意見だったとは思うのですけれども、ちょっと正確ではないので、できればホームページのほうを見ていただければと思います。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

まず、75歳以上で、先ほど質問ありましたけれども、これは統計から割り出した年齢なのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

高齢者の定義というものを75歳と考えるというようなものが出てきているということと、先ほどお話しした認知症の検査というのが75歳以上の運転免許証保持者に課せられるということで、そういった点から、あと統計というのがどういったものを指しているかわかりませんが、事故が多くなってくる年齢というのは確認をしたところではございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

まず、表に出すかどうかは別として、町としてのこの制度を導入する目的は、返納を進めて交通事故を減らすことだと私は思っていますが、どうもちょっとこの75歳がひっかかるのですが、デマンドの代替というふうを考えていらっしゃるのか。どういう目的でこれをというのが、ちょっと今までの話の中から受け取れないのですが。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。お答えいたします。

デマンドの代替というものは全くございません。これまでも議員の皆様からもご質問いただいておりますが、高齢者の運転による事故というのが大きくクローズアップされてきて問題になっている中で、町として今何ができるかというところで考えさせていただきました。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうしますと、主な目的としては高齢者による交通事故の減少を図るところだと思うのですが、そうすると75歳以上が認知症がふえるという、そういう境界線になるのか、私は非常に不思議なので。結構多いのは、認知症による逆走というのは、あるのはわかりますけれども、最近多いのはアクセルペダルとブレーキを踏み間違える。これは結構若い、60そこそこの私より若い方も多いのです。ですから、先ほど統計と言ったのは、警視庁の統計で運転免許証所有者に対しての交通事故の割合、それも追

突云々もちろんあるのですが、踏み間違えだとか、いわゆる高齢者、ある意味特有と言ってもいいような事故がどこからふえるかというところで線引きをすべきであって、認知症が75歳からふえますよという話は、私はどこからも今までないと思うので、その75歳の決め方自身がちょっと疑問なのです。それで、さっき統計と聞いたのですが。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。お答えいたします。

こちらについては自治安心課のほうで確認をさせていただいているところなので、今ちょっとここでそういった数字を持ってきておりませんので、お答えができませんが、状況といたしましては、認知症がふえるからというよりは、国のほうの道路交通法改正によりまして、75歳から検査が義務づけられるということで、そこに合わせているというような状況ではございますが、75歳以上が認知症が急激に増加するかどうかというのは、こちらでそういった資料というのは持ってありません。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

ちょっと気になったのが、29年の4月1日以降とありますが、既に自主返納されている方はどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

既に自主返納された方は対象になっておりません。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

これから実施しながら調査して決めるとおっしゃっていたことなのですが、1年間に限るということだと、返納された方というのは、それ以降もずっと不便な状況が続いていくわけです。それで、場所によっては、市の住民である間はずっととか、そういう場所も、この返納に関してはあるのですが、その辺に関しては、その辺も含めて実施の調査をしていく間に考えていかれるということによろしいのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

こちらの制度については、先ほど来からお話ししておりますとおり、免許証を返納した方の今後の交通の利用について、全て町のほうでというふう考えているのではなく、その返納を促したりとか、支援していく、または交通事故の防止に、返納というものにつながるようなものになるようなことを今想定している段階です。

その後につきましての今のお話ですが、返納者以外にも高齢者で公共交通機関、ご不便な方に関しては、返納者というピンポイントではなく、全体として検討はさせていただいているところでございます。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 済みません。先ほどこの質問の、既に自主返納されている方は運転経歴証明書を持っている方もいるはずなのです。なぜそれが無効なのか、その理由を教えてください。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

この制度の創設に当たって、29年4月1日からスタートさせていただいております。単なる返納して経歴証明書等持っていない方などにつきましては、それについて証明ができないというような場合もありまして、持っている方だけをさかのぼるといのはなかなか難しい状況もございましたので、29年4月1日以降ということで手続を進めさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上で協議事項7、高齢者運転免許証自主返納支援補助金についてを終了いたします。

暫時休憩します。

（正 午）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午後 零時01分）

◎拠点施設整備による地域活性化事業について

○議長（菊地浩二君） 続いて、協議事項8、拠点施設整備による地域活性化事業についての説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 引き続きまして、拠点施設整備による地域活性化事業の現在の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

地方創生の加速化交付金をいただきまして実施しております事業でございますが、まず町のほうでは、こちらの加速化交付金をいただいた後にプロジェクトチームを組み、進めているところでございます。チームの該当課といたしましては、政策推進室、秘書広報室、観光産業課、環境課、都市計画課、財務課、以上の課で、既にこのプロジェクトチームの会議といたしましては計6回を実施して、連携して事業を進めさせていただいております。

臨時会にお示しさせていただいたのが、めくっていただいて最初に書いてある①から⑦までの各事業でございます。それぞれ予算を措置させていただいて事業を進めているところでございますが、まず①の事業、2枚目をごらんください。（仮称）富のまちづくり協議会運営事業でございますが、こちらは農業センターを拠点とした事業の形成を主に話し合っていたいただいております、名称といたしましては、（仮称）富のまちづくり協議会の準備委員会という形で、16名の委員を任命しまして、おおむね今までに4回実施、今まで

にはないです。あしたが入りますので、今までに3回実施をさせていただいております。この16名の委員の中には、三芳町のこちらの農業センターをご利用されているような団体の代表者や、それからあと、外部からでは金融機関や大学の先生、また企業の代表者、それからあと上富の住民の方にそれぞれの区から入っていただいているのと、あと区長様にも入っていただいているような状況でございます。こちらの協議会の準備会におきましては、今まさに農業センターを拠点とした事業形成をするための案を考えていただいているというような状況でございます。

続きまして、もう一ページめくっていただきまして、事業の②、拠点施設整備事業でございますが、こちらは議会でもお話しさせていただいたとおり、農業センターの整備というふうになります。地域の集会所としての機能は引き続き残した上で、さまざまな事業展開ができるような改修というふうなことを想定しております。

下のところに改修箇所は写させていただいておりますが、そこの次のページ、主な工事内容というところがございまして、そちらをごらんください。主な工事内容は、①から⑥につきまして、こちらが耐震工事、それから外壁改修、屋根改修、スロープの設置、テラスの設置、多目的スペースの設置ということで、2,500万ぐらいの経費で工事を発注しております。現在、3月の末までに終了できるように急ピッチで進められているところでございますが、今回、⑦の調理台の改修というのにつきましても追加発注をさせていただいております。こちらにつきましては、地域住民の説明会をさせていただいた会や、または準備会をしている中で、この農業センターの利用について、やはり調理室というのが今一部分改修をしているのですけれども、調理台も大分古くなっているのと、その下のクロスなどについても大変古い状態で、今後の使う目的などのご提案から、こちらの調理台の改修についても追加で工事をさせていただく予定となっております。

続きまして、事業の③、6次産業化商品等開発事業でございますが、まずその進捗状況といたしまして、6次産業化商品等開発事業費補助金制度というのを制定させていただいて、1団体、上限額100万円で、その予算の範囲というふうにしていただいているのですが、現在3団体からご応募いただいて事業が進められているところとなっております。

1ページ、まためくっていただいて、このほかの6次産業化の事業といたしまして、1つ目が三芳町特産品開発事業というのを実施しております。こちらは、入間東部福祉会に委託をしまして、地元食材を使用した商品2点を開発いただきました。1つが、SWEET MOI MOI（スイートモイモイ）というスイートポテトとそばのパフが入ったようなお菓子になっております。もう一つが、三芳町のお茶を使ったポルポローネということで、クッキーに近いような商品でございます。この2つの開発がされたところでございます。

続いて、6次産業化商品等のパッケージデザイン講習と、それから商品デザイン業務委託ということで、こちらも地元資源を活用した商品を扱う団体や事業者を対象にパッケージデザインの講習を既に3回という形で実施をしたところでございます。

続きまして、次ページの事業④、地域プロモーション事業をごらんください。こちらは主に秘書広報室が担当しておりますけれども、三芳町をシティプロモーションしていくようなさまざまな事業を実施しているところでございまして、1つ目がCM作成&シネアドというところでございまして、秘書広報室の担当者が15秒の三芳町をPRするCMを作成いたしておりますので、こちらを近隣や都内の映画館にて上映前のスク

リーンで、15秒ほどでございますが、三芳町をイメージアップするような映像を流すというのが予定されておりまして、こちらは3月を予定していますので、また具体的にわかりましたらお伝えできればと思っています。

続きまして、次ページをごらんください。町ホームページをスマートフォン対応ということで、これは既に実施が済みしておりますので、スマートフォンでもごらんになりやすいような状況ができたかと思えます。

続いて、「広報みよし」での絵はがきの発行でございますが、こちらも広報の12月号に中とじで三芳町をイメージアップするようなものとしてつくらせていただいております。

その下にあります「広報みよし」特別号の作成につきましても、臨時的な冊子として作成をしているところでございます。

続いて、事業の5をごらんください。次ページの地域魅力アップ事業でございます。こちらの事業の主な内容といたしましては、農業センター周りのケヤキ並木の景観形成となっておりますけれども、センター近くの花植えなど、上富小学校の子供たちと一緒に整備をするというような事業、また三富地域やサツマイモに関するオリジナル絵本の作成ということで啓発用絵本を現在作成中でございますが、こちらは三芳町にまつわる絵本作家である方やデザインを担当する方に入らせていただいておりますので、とてもいい絵本を作成中というような状況でございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、事業の⑥、観光促進事業でございます。こちらは主に観光産業課が担当しておりますが、地域資源の創出ツアーやその企画とか実施についてを委託しているものでございますが、まず観光ツアーの実施につきましては、既にモニターツアーといたしまして、2月4日の土曜日、2月18日の土曜日に実施をしたところでございます。また、ファムツアーは、今週の23日木曜日に実施が予定されておりまして、また雑誌の「OZ magazine」（オズマガジン）に裏面から8ページにわたって三芳町が特集されておりまして、こちらももう既に2月10日から販売をされておりますので、お近くの書店等で購入できるような状況になっております。

続きまして、次ページの観光消費額調査でございますが、こちらは配布型アンケートや対面型アンケート調査につきまして、既にもう11月、12月で実施をしておりますが、三芳町の観光政策の活用につなげるとともに、今後、KPIなど指標を出していく都合もありますので、そういった意味で調査をさせていただいております。

最終ページに事業⑦、ボランティア等人材育成事業というのがございます。こちらにつきましては、既に2月11日の土曜日に農業センター活用アイデアワークショップを実施させていただいたところとなっております。

以上が、今現在、主な加速化事業の進捗の状況でございます。実際のところ半年間しかございませんでしたので、本当に3月31日まで、いただいた交付金を無駄にすることなく、きちっと事業の実施をしていくつもりで今動いているところでございます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、何か質疑等ございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） この地方創生加速化交付金事業には、これはちょっと入らないものなのですか

ども、これは入るものの説明なので、入らないことでお聞きするのはどうかなと思ったのですが、農業センターの中の改修箇所トイレが改修箇所に入っていないのです。この件については、ここは観光産業課ですか、もし予算をつけるならというのがあるのですが、そういう動きは何もないでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富でございます。

今回のこの加速化の中で一緒にやるということはできないというのは、議会でもお話しさせていただいたところでございますので、この事業が終了後、来年度に入りましてから進めていきたいというふうな状況でございます。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上で協議事項8について終了いたします。

休憩いたします。

（午後 零時14分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◎三芳中学校体育館多目的トイレ改修工事について

○議長（菊地浩二君） 協議事項9、三芳中学校体育館多目的トイレ改修工事についての説明を求めます。
教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 教育総務課、中嶋でございます。

三芳中学校体育館多目的トイレ改修工事について申し上げます。今年度、県道三芳・富士見線の道路拡幅工事に伴いまして、三芳中学校校庭の工作物の移設工事を実施いたしました。平成28年11月30日に完了をいたしました。

なお、今回の工事で移設の対象となりました体育倉庫の建築確認申請におきまして、既存の体育館多目的トイレがバリアフリー法に基づく県条例に不的確との指摘を受け、是正が必要となりました。補正予算をいただいて実施した工事ではありますが、当初には予定されておりました。この工事につきましては、当初は予定されておりましたが、本工事に関連した工事といたしまして、財務課と協議の上、体育館多目的トイレの改修工事を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、その経緯等につきましては副課長よりご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 教育総務課副課長、近藤です。よろしく願いします。

そうしましたら、まずお配りしました資料に基づいて、初めのうちは、直接今回の多目的トイレの改修工事には、関係ないわけではないのですが、若干用地買収のところから説明させていただきたいと思えます。

まず、平成27年5月、県の川越の県土整備事務所の用地課がこちらのほうに来庁しまして、県道及び町道幹線3号線の交差点改良工事についての事業説明を教育総務のほうに来て説明を受けました。

その2カ月後の7月に、そこに設置してある防災倉庫や防災井戸、また中学校の工作物、防球ネット等についての設置年月日について調査依頼がございまして、その件について調査報告をいたしました。

それから3カ月後の10月、用地の買収、補償内容についての説明を受けました。正式に10月8日に県のほうから、この事業についての協力依頼の文書を受けました。これを受けて、町財務課と財産についての協議を行い、その当時は行政財産だったものですから、用地買収するに当たっては普通財産に変える手続を財務課と行いました。

11月4日に県用地課と町財務課において、この学校用地、また移設する補償対象の内容についての契約を締結いたしました。そのときに県から事業についての具体的な説明を受けました。内容は、県の事業は補助金を活用し、28年度中に事業を完成させる。県道三芳・富士見線、それから町道幹線3号線の交差点部分の改良事業、また車線を1車線、右折車線レーンをふやすための拡幅事業、28年度中に完成させるというお話をいただきました。このことで、ちょうどこの11月4日でしたものですから、町のほうとしましても、この事業に町民からの要望もあったということもありまして、県の事業に合わせた工事をしなければならないだろうということで、まず設計をしなければならない。設計委託を11月の時点でしたものですから、補正予算で対応するのか、または28年度当初で予算を要求させていただきまして、28年度4月からすぐ設計をしてというふうな、いろいろ財務課とも協議をした段階で、結果的には当初予算で設計委託料を計上させていただき、すぐに設計を始め、結果的に6月定例会にその工事費を上程するという方向性を見出しました。

それを受けて、平成28年3月17日、この移設工事の設計についての予算を可決していただきまして、3月中に設計の準備、できる範囲での準備をさせていただきました。

28年4月4日、新年度に入りまして設計業務を委託しまして、ある程度の設計金額が確定しましたので、5月17日に全員協議会におきまして工事の概要説明をさせていただきました。

6月9日には、建築関係の担当、専門の職員が教育総務課にはいませんでしたので、県の建築安全センターに事前相談に行きまして、今後の建築確認の手続の流れだとか、また町の都市計画課の開発建築担当のほうにも内部的な相談をさせていただき、建築確認の準備もこの時点では進めておりました。

それから、6月17日、これは6月定例会で工事費を計上させていただきまして、この工事費の予算が可決されました。

6月22日、体育小屋の新築について建築確認申請を、事前相談をした上で6月22日に申請を県の川越建築安全センターのほうに提出させていただきましたが、書類上の多少の不備がございまして、28日に是正指導があり、すぐ提出をさせていただきました。

7月19日、中学校校庭工作物移設工事の契約締結、ここで業者が決まり、準備段階に入りました。

7月26日に建築確認の2回目の是正指導がございまして、これは書類上の話よりは、バリアフリー法に基づく県条例により、また後でご説明いたしますけれども、体育館のトイレにオストメートが設置されていないという指摘を受けました。これはどうしてもつけなければいけないのかというお話をさせていただいたところ、これはバリアフリー法に基づく条例で、つけなければならないという、初めてここでこのお話をいただきました。

8月1日に実際に建築確認のほうはその形で是正をしながら訂正をしたりしながら進めていきましたが、本体工事のほうは、建築にかかわらないフェンス、工作物、樹木等の工事を進めなければ工期内に工事が終わ

らないということで、8月1日から実質仮設工事を始めさせていただきました。

翌日の8月2日、この次に出てきたのが、建築基準法の第56条の2第1項ただし書き許可による包括同意に基づく事前審査の申し出を行いなさいという指導がここに出てきました。これは何なのかということで、私たちもよくわからなかったのですが、要するに平成17年に市街化調整区域、俗に言う白地地域の建築形態規制。昔は建蔽容積が無制限だったり、60の400とかいろいろ基準があったものを制限を加えたのが平成16年5月1日に埼玉県下全域でこの規制をかけたことになりまして、三芳町においては建蔽率70%、容積率が400%だったものを、地域の実情に合わせて、建蔽率50%、容積率100%、それから建蔽率が60、容積率が100、建蔽率60、容積率200、建蔽率70の容積率200。場所によって市街化調整区域、北永井、上富地域、あと竹間沢地域でこういう規制をかけることになりました。

今回のこの第56条のただし書きというのは、この建築形態、建蔽率、容積率のほうではなく、日影規制のほうにひっかかってしまった。今までは市街化調整区域については、高さに関係なく日影規制はかからなかったものが、この段階で高さを10メートル超える建物につきましては日影規制はかかるというふうに、16年5月1日から施行された内容で、今回これが、三芳中学校の校舎自体をいじくるわけではないのですが、同一敷地で新築工事をするというので、この規制にかかるので、この包括同意の申し出をしなさいという指摘を受けましたので、とにかく建築確認がおりないことには工事が終わらないということで、こちらのほうの県の指導に基づいて提出をさせていただきました。

8月31日に、この包括同意に基づく事前申請、事前申し出については是正がやはり8月31日にございまして、翌9月1日に川越建築安全センターのほうに行き、内容を確認し、具体的なことを指導を受けました。

9月12日、これは県の建築安全センター職員が2名、現場のほうに来校して、現地の確認という形で現場確認されました。

9月15日、これは9月1日に是正内容の確認に行った内容を是正して提出をさせていただき、ここまでも建築確認の是正について確認申請全体について、こことこことここを直しなさいとか、こういう申請が必要だという指導が今までなく、その都度一件一件、これが終わると次、これが終わると次というような指導だったものですから、時間的な問題もありまして、できるだけ申請についてのまとめた指導をしていただきたいというような申し出もさせていただきました。

9月21日、また是正の指導がございまして、これについては30日に是正を行いまして訂正をしたのですが、またこのときについても同じ内容で、県の建築安全センターのほうには申し出をさせていただきました。

それから、1週間ちょっとたって10月4日、また3回目の是正指導がございました。これについても本體工事の時間的な問題もございましたので、すぐに是正をし、提出を行いました。同時に、ここで初めて包括同意に基づく事前審査申し入れについては、建築審査会にはかけなくていいという回答をいただきましたので、これでこれは終わったと思ったのですが、そこで言われたのが、今度はこの第56条の2の第1項ただし書きの許可申請が必要になると。これについても、包括同意の話の一番初めに言われたときに、こういう申請がその後必要だという指導を受けていれば準備はできたのですが、その辺の指導もなかったものですから、これも後手後手に回ってしまったというか、一遍にできなかったという部分がございました。

10月5日、今までの経緯につきましても、教育長にも報告は逐一していたのですが、バリアフリー条例、それから建築基準法の第56条の2のただし書きの許可等について、県の建築安全センターのほうでも、言い

方はちょっとあれかもしれませんが、小出しでの指示で、事務処理にかなり時間がかかってしまっている現状、それから県の用地課のほうの事業予定が28年度中には、とにかくあそこの交差点は終わらせるのだということもございましたので、もう一度、県の安全センターのほうに、何回もお願いはしているのですが、その辺の申し入れをさせていただきました。同時に、もう10月5日ですから、実際の本体工事、11月いっぱいまでの工事ですから、あと2カ月しかない中で、まだ建築工事が着工できない状況でした。ですから、場合によっては工事請負業者に建築確認がおりなければ工期延長もやむなしかなというような話だけはさせていただきました。ただ、担当課としますと、県の事業また用地買収の支払い期限等の問題もありましたので、何とか建築安全センターのほうに事務処理のほうを速やかにしていただきたいという申し出をさせていただきながら、請負業者のほうにも場合によってはという説明だけはさせていただきました。

それで、10月7日、ただし書き許可申請を出しなさいということでしたので、10月7日に申請を提出しました。

10月12日、今度はバリアフリー法の話が出てきまして、図面の追加指示、これは図面の追加指示でしたので、その日にすぐ追加図面を提出させていただきました。

10月17日、ただし書き許可申請についてのまた是正指導があり、これも、もう時間もない関係もありましたので、翌日に訂正し提出をさせていただきました。

ようやく10月19日、このただし書き許可がおりることになりました。

10月24日、ここで初めて今回の多目的トイレの改修につながる体育館にあるトイレがバリアフリー法に基づく県条例に適合していないというのが、ここでまた初めて指摘を受けました。もう残り、工期的にはあと1カ月きりない状況で、ここのトイレをバリアフリー法に合致させなければ建築確認がおりないという状況でしたものですから、この中には、多目的トイレと言われている手すりがついたトイレなのですが、その幅がバリアフリー法でいくと1メートル50の幅がなければ車椅子が中で回転できないと。これが法の基準の中にあるのですが、現状は1メートル弱だったのです。ここの体育館につきましては、平成23年7月に耐震補強工事を補助金を利用して補強工事を、トイレも改修しているトイレなのです。このトイレにつきましても、その当時、多目的トイレという形で多分改修しているはずなのですが、実はこの体育館の耐震補強工事が建築確認申請上は、新築だとか増築だとか改築ではなく、大規模な模様がえという建築確認の許可をとっているのです。この大規模な模様がえだから、何でそれに抵触しないのかということも確認したところ、あくまでもバリアフリー法に基づく多目的トイレは、建築物の新築、改築、増築、これについてはバリアフリー法に適合しなければならないということを知りまして、私たちは、もうすっかりあそこのトイレは、一般的に言うバリアフリーに基づいた多目的トイレに改修してあるものだと最初から思っていたので、県のほうの指摘を受けて初めて、これは適合しないのだと。ここがちゃんとしたそういう形にならなければ、建築確認がおりないということになりましたので、苦肉の策といいますか、今からトイレの改修工事をするのは時間的な問題もございまして、これはちょっとなかなかできないだろうと。今あるトイレベースを、例えば全部撤去してしまった場合、使い勝手の問題は別としまして、スペース的な問題は何の問題もない。それから、もちろん手すりだとか、そういうものは既存でついていましたので、それであれば問題はないのだという、問題がないというか、その方法がその当時はそういうふうにはせざるを得ないというふうな、最終的に合っていたか、間違っていたか、別としまして、そういう判断をしまして、県のほうに相談したところ、そ

れであればバリアフリー法には抵触しない、問題ないだろうという回答をいただきましたので、とりあえず今のトイレのトイレブースを撤去するという形の図面に差しかえまして、建築確認はそれでおりましたわけなのです。

10月27日に、申請してから約4カ月が経過した後、建築確認がおりまして、11月4日から11月26日、本来の体育倉庫の建築に着手することができました。この約1カ月弱の期間の中で、例えば基礎のコンクリートの養生期間とか、その辺については問題なく期間もとれていますし、特に建築上のほうの問題はないということで、ぎりぎりの段階で体育小屋の建築も完了することができ、本体工事の完成も工期内、書類の関係もありましたので、工期ぎりぎりです。11月30日、本体工事の完成を迎えました。

12月12日、町の検査員の検査、2週間以内にしなければならない検査を12日に検査を行いました。12月19日、一旦はトイレブースを撤去しましたが、もちろん撤去する前からわかっていた話なのですけれども、生徒また学校開放関係者等が利用するには、余りにもお粗末な状況になりましたので、これはそのままほっぽっておくわけにはいかないことは、一番初めからわかっていたのですけれども、本体工事の工期、それから県道の拡幅事業の時期、それから用地補償金の支払い期限等を考慮すると、その当時はそれでやむなしというふうな判断をした形で撤去はしたのですが、同時にというか、12月20日に県の建築確認の完了検査に、もちろん県のほうから来られて、図面どおりの状況になっているので、問題はないという形で完了済みはいただきました。と同時に、先ほど言った体育館のトイレ、そんなままほっぽっておくわけにはいかないだろうというのは最初から重々わかっていたのですけれども、財務課のほうと、もちろん当初予算ではこの工事については計上もしていませんでしたので、財務課とも一応協議はさせていただきました。この今回の多目的トイレの改修工事につきましては、三芳中の校庭工作物の移設工事、この改修なりなんなりしなければ、本体工事が結局建築確認がおりなくて体育倉庫が建てられないということになるのと、もう一つには、本体工事が多分工期内には終わらなくなるだろうということもあって、その後、財務課と協議をさせていただいて、工事の差金というか、全体的にまだお金がありましたので、やむなくそういう形で今回の多目的工事を施工させていただきました。

今回の工事の内容につきましては、こちらのほうにも書いてあると思いますけれども、工期は1月10日から2月28日までで、契約金額が44万8,200円。どうしても、そのスペースをとる関係で、小便器1基を撤去し、大便器1基撤去しました。あと、給排水の移設、それからトイレブースについては、既存であったトイレブースを再利用させていただいて、多少加工はしましたけれども、なるべくお金のかからない方法で、なおかつ便器の数は減りましたけれども、特に支障がなく使えるような状況に復旧はさせていただきました。

工事の今までの経緯と概要につきましては以上です。

○議長（菊地浩二君） 終了でいいですか。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） はい。

○議長（菊地浩二君） では、今の説明に対しまして、何か質問ございますでしょうか。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） ご苦労さまです。抜井でございます。

これは、いわゆる建築関係の制度の関係で、新たに申請をした際に許可をおろすには、許可に見合ったものになっていないということで、申請をするのであれば、それに見合う形にして申請をなささいということ

だと思えるのですけれども、一般的にはこういう制度が始まるわけですよ。例えばさっき言っていた第56条の2の第1項というのは、平成17年でしたか、そういったとき、町のシステムの中で、そういったものに対応できるように変えていくというか、確認をしていくようなシステムというか、そういう制度というか、いわゆる財務課がやるのか、どこがやるのか、わかりませんが、結局本来例えばその制度があったときに、それ以降にちゃんと改築なりされていけば問題なかったのですけれども、それに見合うものになっていなかったから、改めてここで申請をしたらば、そうならないので、許可できませんよということだったと思えるのですけれども、そういうのはどういうふうに町の中ではなっているのですか。おわかりになればお願いします。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。

議員さんおっしゃるとおり、今回、三芳中学校の体育館の補強工事を平成23年にやっております。私たち、そこまで調べ切れていなかったというのは事実だと思いますが、多目的トイレに改修したということなので、全て合致しているものだというふうに思っておりました。そこら辺の事前の調査不足は、はっきり言って私たちのほうのミスだったかなというふうに思っております。ですから、これ以降、ほかの学校全て、その辺の再調査をした上で、今後そういうふうにしなければならないかどうか、その辺は的確に担当課のほうで調査をさせていただき、必要性、そういうふうになっていないのであれば、すぐ直すのか、または今回と同じように建築が絡むような事案が出たときに一緒に直すのか、その辺は財政のほうとも協議はしなくてはいけないかなと思いますけれども、少なくとも今のバリアフリー条例に合致しているか、していないかの状況は、担当課のほうではしっかりつかんでいきたいと思っております。

○議長（菊地浩二君） 抜井議員。

○議員（抜井尚男君） 一つ確認なのですけれども、今おっしゃったバリアフリー法に基づく県条例の多目的トイレにオストメイトという一つの条例があるのと、それから、これは調整区域内にかかわってくるのだと思えるのですけれども、第56条の2の第1項というのが、恐らく町の施設で、調整区域内にあるものは多分ここもそうかな。そうですね。たくさんあると思えるのです。だから、ほかの施設に関しても、これはちょっと教育でやることだけではなくて、町全体の管財とかにかかわってくると思えるのですけれども、だから、その都度こうやって、要は本来であれば多分違うやり方があったのですよね、きっと。ところが、今回工期も間に合わないし、一回壊して、またもとに戻すというような、ちょっと不自然なやり方だったのですけれども、だから、今後やっぱりそういうことがないように、こういう関係法令にのっとったものが、町の施設が整っているかどうかということを確認してもらうのを何らかの形で確認してもらわないと、また今度、何かやろうとしたときに、いわゆる違反になるわけですから、恐らく。我々なんかも一般的にも建築確認をとろうとしたときに、ちょっとした屋根があるだけで、申請し直さなければだめですよとか、いろいろあると思えるのですけれども、それは多分指導しているのが町の都市計だと思えるのですけれども、それを管理している町のほうで、それができていなかったということなので、そこは徹底して改善をしてもらうようにしたほうがいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

今ご指摘のとおり、教育施設にかかわらず町の施設、これは教育委員会だけではなくて、今お話があったように町の施設を管理する財務課、そちらのほうとも情報共有させていただいて、今回の日影規制の関係、またバリアフリー法の関係、これはほかの施設を管理しているところと情報共有をして、全体的にそれが今どこでそういう問題が、要するに適用していないものがあるのか、そこは早急にお話をさせていただいた上で把握をしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと確認なのですが、先ほどバリアフリー法に適合していないと。それは車椅子が回転する1.5メートルがとられていない。そのためにトイレブースを撤去したと。それで、建築確認を受けたというふうに理解したのですけれども、それはそれでよろしいですか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

議員さんおっしゃるとおりです。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

逆に、その建築確認を受けた後、暫定的にトイレブースをもとに戻すというのは、これは建築でいいのですか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 厳密に言うと、いけないことだと思います。ただ……

○議長（菊地浩二君） 全協でそういうこと言っでは。

暫時休憩します。

（午後 1時40分）

○議長（菊地浩二君） 再開します。

（午後 1時40分）

○議長（菊地浩二君） 答弁を求めます。

教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

まず、建築確認の完了検査の段階で、県の検査員の方に、このトイレブースを、要するに基準に合ったように改修する場合は何らかの申請は必要かというお話をさせていただきました。特に必要はないということはいいただきましたが、建築確認申請は撤去するという形でとっております。現状、検査の段階では、そのとおり、なくなりました。それを、今お話あったように暫定的に戻すことは法的にはいけないことだと思います。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

多分そうだと思います。それはそれで、今ここで暫定的という言葉が使われているので、これを恒久的に至急、建築基準法に合った、バリアフリー法に適合する形で再改修するということはお考えになっていらっしゃるのですか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

今、暫定的に戻すことは法的には問題あるということで、暫定的に結果的には戻しましたけれども、今は、先ほど工事の概要を説明させていただきましたが、44万8,000円で恒久的にバリアフリー法に合致するトイレに戻したというか、改修が終わりました。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

では、瞬間的にちょっと問題はあったかもしれないけれども、現時点ではバリアフリー法に合致した形でされていると。そこで、ちょっと気になるのが、既に建築確認の検査が終了しているわけです。その建築確認の検査終了というのは、トイレブースがない状態なわけです。それを今度、バリアフリー法に基づいて恒久的に合致するような形で改修したということであれば、再度検査を受けるという必要はないのですか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

それにつきましては、検査の段階で県の検査員のほうに確認をとってあります。特に必要はないということ。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もう一点なのですが、トイレの改修、いきさつはすごくわかったのですが、この工事契約で44万8,200円、この財源というのはどこで措置されたか、ちょっと私、記憶にないのですが。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） お答えします。

その財源につきましては、先ほどお話ししましたが、もともとの当初予算ではもちろん計上はしてございませんでした。教育委員会総務課のほうで工事請負費、この工事につきましては、移設工事については補正予算でしたが、全体工事費での請負差金分がございました。この請負差金を、議会のほうに報告なく、以前に教育委員会でも使ったという話がございました。もちろんその話は私も十分聞いておりました。財務課のほうとも協議をさせていただいたのですが、いずれの段階では必ず議会のほうに報告しなければならない話だとは思っておりましたけれども、とにかく時間的な問題もございました。それから、もう一つは、まるっきり中学校校庭工作物の移設工事に関係ない工事ではないという判断をさせていただきましたので、とりあえず財務課と協議した中では、その部分で対応してもいいだろうというお話をいただきましたので、すぐに対応させていただいたところでございます。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 過去、ちょっとどこだったかな、東中だったか、三芳小だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、いわゆる耐震工事をやるときに、ついでに屋上に柵を設置して、その財源は耐震工事の差金の中で充当したということが過去あったのです。それに関して議会としては、それはあくまでも違う工事で

あると。柵に関しては、危ないから危険防止のためということで、耐震工事とは関係ないということで、そこはきちっと今後するようにという話で終わっていたはずなので、確かにこれは移設の工事と絡むといえば絡むし、絡まないといえば絡まない。もっと言えば、トイレブースが撤去されたままであれば、確認申請とれているわけです。そこの段階で終わっているのであれば、この金額は発生しないし、それで全ての工事は進捗できたはずなのです。そのまま放置しろと私言うつもり全然ないです。ただ、手続上、まずいのではないかと私は思っているのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりだと思います。その当時、先ほど何回かお話ししたように、工期の問題だとか、いろいろな状況がございました。その中で、とにかく撤去したままでも、それはそれでいいのだと思うのですが、ただ、その状況がいいか、悪いかは別としまして、おっしゃるとおり、早急に何とか、もとに戻すというか、バリアフリー条例に合致するトイレに改修をしたほうが良いという判断をいたしましたので、議会のほうに先にご報告した上でこの工事を発注すれば一番よかったのだと思うのですが、今回の場合、先に発注をしてしまって、事後報告という形になったことについては申しわけなく思っております。

○議長（菊地浩二君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

報告ということではなくて、その年の12月27日にもとに戻すということをやっているのですが、議会としては、この辺でもたしか議運もやっているぐらいで、予算措置に関しては確実に事前に議決をとる、補正で議決をとるとというのが本来の姿であって、それが地方自治法の考え方でもあると思うので、決して、1月10日に改修工事の契約をやるのであれば時間はあったと思うのです、臨時会1回開けばいいだけの話ですから。ただ、緊急性はすぐわかるけれども、そういうルールが崩されていくというのは、はっきり言って、たがなくなる話になるので、非常にまずいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えいたします。

今、議員さんおっしゃるとおり以前にそういうこともありましたし、以前にある、なしにかかわらず、当初予算は審議をいただき認めていただいているものですが、今回のように関連はしているという判断はさせていただきましたが、このもの自体の工事については、議員各位におかれましては何も知らない話だったということは反省しているところでございます。ですから、今お話があったことにつきましては、十分今後注意して、こういうことのないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございます。

多目的トイレをバリアフリー法に基づき、県条例に適合するように工事をされたというふうにも思うのですが、異様に契約額もそんなに高くないというか、オストメイトトイレを別につけるにしても、新しい洋便器をつけるにしても、何十万もするような便器もあります。撤去費用も、全部、全部込みで、この金額44万

で本当に足りたのだろうかというのが、ちょっと疑問だったのですけれども、どんな工事をされたのか、教えてください。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えいたします。

まず、撤去につきましては、もともと既存であったものを一時的に撤去して、それを基本的には再利用しております。便器につきましては、新たな便器を入れたのではなく、今まで使っていた便器を、もちろん壊れていませんので、再利用させていただきました。

オストメートにつきましては、これはもともとそういう想定もありませんでしたので、簡易的なオストメートでも対応は可能だと。条例上は問題ないということでしたものですから、実際、オストメートの場合は専用のこういうあれがあるのですが、今回はそれでもいいという話だったものですから、シャワータイプのもを便座の脇の水洗から持ってきて、要するにそこで便器の中に流すという形のものに変えました。ですから、新しいものをそこに設置したものは基本的にございません。あったものを全て再利用させていただいています。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 便器のことはわかりました。

あとは、車椅子で入ったときに車椅子がちゃんと反転できるような形には、ちゃんと広さもとられたということで、それは大丈夫でしょうか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えいたします。

先ほど申し上げたように、バリアフリー条例に合致した、半径1メートル50、要するにボールがその部屋に入るといって、車椅子でそこに入って、入り口の幅ももちろん決まりはあるのですが、中に入って、ぐるっと回れるスペースの確保はさせていただきました。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回、いろいろ協議のほうを川越建築安全センターと何度も少しずつ小出しで、小出しで、向こうからは正され何度も行ったのも、期間が結構押してしまった一つの要因かと思うのですけれども、ある程度、大きい都市、市区になると建築基準法関係の専門の建築主事がいらっしゃるんですよね。多分三芳町ぐらいの規模だといえないと思うのですけれども、ただ、やはり建築基準法は、例えば建築関係で何か大きな事件等あると、ころころ改正されるものだと思うので、町としてはそういった体制はどのようにとっているのか。やはりその都度、その都度、川越建築安全センターに行ってその話を聞くのか。それとも、今の状態で、今回の件に関しても、そういった話ができる職員という立場の方はいらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えいたします。

町の今担当部署といいますと、都市計画課の開発建築担当に資格を持っている人間はいます。ですから、私たち、そちらのほうに行って、いろいろ教えていただいたりはしました。ただ、日常業務の中で一緒に行

ってもらえるかということになると、向こうは向こうで開発指導だとかいろいろやっていますので、なかなか日程が合わないものですから、いろいろ情報を得た上で、県のほうに行って指導を仰いだりという形です。県のほうに指導を受けても、やっぱり素人ですとなかなかわからないこともあるので、もちろん議事録等とった上で、また役場に戻って、その担当のほうにこういうこと言われたのだけれども、どうだろうということのやりとりは何回もやらせていただきました。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

ということは、教育総務課のほうでも、もちろん建築のほうのそういった方はいないでしょうし、そういった方が建築安全センターのほうへ行って話を聞くと、やはりその場ですぐには全て理解できないと思うので、それもあって、こうやって、ちょっとこの第56条の2、ただし書き関係に関しては時間がかかってしまったということでもよろしいでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

議員さんおっしゃるとおり、そういう部分での時間的なロスがあったと思います。ただ、何回もお話するように工期の問題だとかいろいろありましたので、工事の契約前から事前に相談等は伺ったのですが、こんなに細かくというか、一回一回、例えば建築確認だと図面も何十枚もつく中で、この図面については是正があった、これが終わったら次の図面みたいな、そういうような是正指導だったものですから、できれば全体的に、こことこことここがこうだとか、第56条にしても、包括同意、これが終われば今度は申請が必要なのとか、そういうものをある程度、向こうの指導担当であれば、わかっていたのではないのかなというので、すごく歯がゆい思いをしたので、何回もその話はしたのですが、なかなかその辺が。なおかつ、今回、県の用地課のほうの道路、交差点改良拡幅の関係の事業もありましたので、そちらのほうにも話をさせていただいて、同じ県の事業の中で建築のほうも県の職員ですから、何とかそちらのほうからも話ができないのかということも言ったのですが、なかなかその辺が進まなかったということで、非常に私たちも歯がゆい思いはしたのですが、どちらにしましても、その辺については自分たちもできる範囲のことはしたと思っていますが、時間も短縮することもできたのかなというのは、今から思えば反省材料というか、反省になるのかなと思います。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、ちょっといいですか。

先ほど副課長が、いずれは議会に報告しようと思っていただけでも、課長はそういう認識ありましたか。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 教育総務課、中嶋です。

議会のほうに関しましては、関連する工事だという、私の中では認識がありましたので、決算のときにご説明になるかなというふうに考えておりました。

○議長（菊地浩二君） 副課長も決算のときに説明すれば足りると思っていたのですか。

教育総務課副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 近藤です。お答えします。

確かに財政課との協議の中では、関連はするだろうと。ただ、そうなると決算のときには説明しないとまずいよねという話は協議の中ではありませんでした。ただ、先ほどお話ししたように、過去に教育委員会でそういったような同じような、額は別ですけれども、事案があったということなので、説明をしなければならないのかなというふうな思いはありましたが、どの辺、金額の問題ではないと思いますけれども、その辺がちょっと、どこまでを説明しなければいけないのかなという思いも、別の考え方でもありましたけれども、先ほどお話ししたように、いずれは報告はしなければならないなというのは思っていました。

○議長（菊地浩二君） 決算だと自分たちがするとは限らないのです。本来は、これは10月にわかっているわけですよね。定例会もやっているわけです、1回。その間、何も無いのです。今回、こうやって報告いただいたのは、こちらから話をしたからですよね。その事実を全然わかっていないと思うのです。

もう一つ、トイレブース撤去があります。この撤去のほうの費用というのはどこから出ているのですか。要するに使えるように撤去するというのは、壊すよりも難しいのです。わかりますか。つけるよりも難しいのです、実は。この費用はどこから出たのですか。誰がやったかでわかると思うのですけれども。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 総務課、中嶋です。

撤去に関しましては、修繕なりでという形になったと思いますが、今のところ金額は発生しておりません。

○議長（菊地浩二君） 人が動けば金は動きます。これ、撤去できるのは設備屋しかいないのですけれども、そもそもこっちの本体工事に設備屋は入らないですよね。呼んでいるわけなので、トイレ改修工事契約の1月10日分が入っているのではないのですか。金の動きを管理職は把握していない。お金が発生しないで撤去なんかできないです。

それと、もう一つ、財務課と相談したというのがありました。これは誰が決裁していますか、やることに。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 中嶋です。

決裁、そこで財務課と調整いたしまして、それでは関連工事としてやってもいいという、財務課の承認は得たのですけれども、そちらを町長のほうにお話等は通しておりませんでした。

○議長（菊地浩二君） 要するに町長知らなかったわけです。町長知らないで、こういうことができてしまうというのはどうなのかということです。教育長に話が行っているというのは書いてあります。これ、組織の問題です。町長は知らなかった。本当にそれでいいのか。町長にも事後報告です。議会にも事後報告です。それが執行部の職員だけでできてしまうという、それはすごいなと思うのですけれども、それは普通にあるのですか、そういうの。当初にも補正にものっかかっていないことができてしまうということ自体が。普通にできるのですか。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 中嶋です。

今回のことに関しましては、私も認識不足というか、考えが浅かったと思います。本体工事に関連する工事という判断のもとに、私も、財務課との調整も済みましてし、それでできるものと判断しまして改修工事

を行いました。その中で、周りから見れば、なぜ移設工事なのに中学校のトイレを改修しているのだという疑問が生じるというのも、今回こういうことがありまして、私も改めて認識したところでございます。町長にこの報告がなかったことにつきましても、日ごろより町長のほうからは、報告、連絡、相談というものは厳しく指導されていたところでございます。その辺につきましても、担当課としまして私もちょうとその辺は反省しているところでございます。

○議長（菊地浩二君） では、先ほどの質問は後で回答でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ終了にしますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項9、三芳中学校体育館多目的トイレ改修工事について、終了いたします。

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について

○議長（菊地浩二君） 協議事項10、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備についての説明を求めます。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について申し上げます。

教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、また首長との連携の強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るため、教育委員会制度の改正が行われ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されました。

当町におきましては、現教育長の委員としての任期中に限り、改正法の経過措置によりまして現行制度を適用しておりますが、平成29年4月1日から新制度へ移行をするため、新たな位置づけとなります教育長に関する条例の整備について、平成29年第2回議会定例会に上程させていただいたところでございます。

新しい教育委員会制度につきましては、平成26年6月の定例会におきまして、一般質問の答弁という形で、前教育総務課長からご説明をさせていただいた経緯がございますが、今回、関連条例の制定及び改正に当たりまして、改めて制度の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りした資料があると思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。A3の横のサイズのリーフレットになっているものでございます。

まず1に、改正内容のまず最初①としまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置による教育行政における責任体制の明確化が改正の第1ポイントとなります。こちらの主な目的としましては、首長が直接教育長を任命することによりまして任命責任の明確化が図られること。第一義的な責任者が教育長であることを明確化したもの。また、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集機会を判断できるというようなことが目的とされております。

新たな教育長の任期につきましては、今現在は4年でございますが、そちらが3年に変更になります。任

命につきましては、首長が議会の同意を得て任命することになります。

また、教育長の身分ですが、こちらが現在特別職と一般職の両方の身分を兼ねておりますが、改正によりまして特別職のみを有する身分となります。

また、教育長の職務でございますが、現行では現在教育委員会は教育長、教育委員長とそれぞれの職務がございますが、今度教育長が一本化されることに伴いまして、教育委員長の職務も教育長の職務に加えられることとなります。具体的な事務の執行の責任者となりまして、事務局の指揮監督、教育委員会の代表者、教育会議の主宰者、また教育委員会のもろもろの職務については新教育長が行うこととなります。

次に、第2といたしまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化による教育委員会の審議の活性化が図られるということでございます。こちらのほうは、目的としましては、教育長の判断によります教育委員会への迅速な情報提供や会議招集の実現、教育委員のチェック機能の強化、また会議の透明化を図るため、原則としまして会議の議事録の作成、また公表を努力義務としております。

委員の任期につきましては、同じく4年間でございます。任命につきましても、同じく首長が議会の同意を得て任命されるものでございます。

今回変更になりますのは、その教育委員会の組織構成でございますが、変更によりまして、教育長と教育委員長が一本化することになりますので、教育委員会の組織は、現行の教育委員長職務代理がなくなりまして、これが教育長の職務代理になります。あと教育委員さんで構成されるものでございます。

改正の第3ポイントとしましては、地域の民意を代表とする首長との連携強化と総合教育会議の設置でございます。こちらは、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について教育委員と議論する場となります。首長と教育委員会が協議、調整することによりまして、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを目的としております。会議の設置者は首長となります。また、会議の構成としましては、首長と教育委員会、教育長と教育委員さんによる教育委員会が会議の構成員となります。

そちらの中で協議、調整する事項でございますが、教育行政の大綱の策定と教育条件整備などを重点的に講ずべき施策や関係部局との連携において、協議、調整が必要と判断した事項等について、また児童生徒の生命及び身体の保護等の緊急措置について、協議、調整する場となります。また、会議の招集は首長が行うこととなります。

また、この総合教育会議の事務局は政策推進室となります。総合教育会議につきましては、現在も三芳町におきましても実際に運用されているところでございます。総合教育会議、これまでの実績としましては、平成27年6月から計4回ほど行われておるところでございます。

あと、またそのほかに第4番目として、首長が教育に関する大綱を策定するというところでございますが、三芳町におきましては、大綱の策定につきましては、総合教育会議におきまして教育振興基本計画を大綱と位置づけて、現在運用をさせていただいているところでございます。

また、改正の中で、このほかに国の地方公共団体への関与の見直しといたしまして、いじめによる自殺の防止や児童生徒の生命または身体への被害の拡大の発生を緊急に防止する必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化されております。

以上が主な改正ポイントとなります。リーフレットに書かれたところでございます。

それで、今回議案として上程させていただいております各議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第9号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、こちらのほうは法改正によりまして教育委員長と教育長が一本化され、特別職のみの身分となる教育長につきまして、法の服務規程に職務専念義務が課されるため、一般職とは別に職務専念義務の特例について定めるものでございます。

次に、議案第10号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは、法改正によりまして教育委員長と教育長が一本化され、首長が議会の同意を得て任命する特別職の身分となり、地方公務員法が適用されなくなるため、教育長の給与等に関する条例の根拠規定を教育公務員特例法から地方自治法に改正し、また手当の支給について、特別職となりますので、町長及び副町長との整合性を図り整備するものでございます。

〔「済みません。これは議場でやることじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 続けて。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 議案第11号でございます。三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。こちらは、教育委員長と教育長の一本化によりまして、第1条関係別表につきまして、教育委員会の委員の区分から委員長を削りまして、委員長職務代理を教育長職務代理に変更するものでございます。

以上、概要をご説明申し上げます。

○議長（菊地浩二君） では、この件につきましては議案でも出ておりますけれども、議案にかからないところ、もしくは聞き漏らしたところ等、あともう一度聞いてみたいというところがあればお受けしますが、いかがですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 新しい職務代理者の権限というのはどこまであるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中嶋恭子君） 職務代理者は教育長の職務代理になりますので、あらかじめ教育長の職務に対して全てになるかと思えます。ちょっとその辺で、これはかかわらないという表記があるのですけれども、幾つかそこから省かれるものがございます。ちょっと手元にないので、また後で。申しわけございません。

○議長（菊地浩二君） ほかに。なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項10、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備についてを終了いたします。

暫時休憩します。

（午後 2時16分）

○議長（菊地浩二君） 再開します。

（午後 2時25分）

◎総務常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、報告事項に入ります。

総務常任委員会からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは1点だけご報告をさせていただきたいと思います。皆様のお手元のほうにお配りをしております委員会の調査研究に係る担当課の説明及び答弁について報告ということで、先月、デマンド交通の審議を担当課、政策推進室と質疑及び協議をさせていただいたのですけれども、その際、過去の答弁と違っていたりとか、また、今いただいた答弁と後の答弁が異なっていたりとか、そういったことがありまして、審議に影響が生じたということで、このことは本会議や全員協議会の中でも散見されることであり、今後は裏づけされた根拠に基づいた慎重な説明と答弁を求めるということで、委員会のほうでこういったことも付議したほうがいだろうということでもとめさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、この要望書について何か質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、これをもってというか、議長から町長に対しての要望ということで上げたいと思います。

ちなみに前回デマンド交通でやったのですけれども、それは自分で持って行ってしまったのですけれども、これ、委員長も行きますか。1人で行っていると、みんなわからないかなと後で思ったのですけれども、デマンドを存続してほしいという要望を、次の代替案ができるまで。1人で持って行って、ぱっと渡しても。要望書は皆さんにお渡し、レターケースに入れておきましたけれども、では、正副委員長。では、こっちも正副議長で行きますので、よろしくお願いします。

◎厚生文教常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、厚生文教常任委員会からの報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長。

○厚生文教常任委員長（吉村美津子君） 吉村です。

厚生文教常任委員会は、この間、放課後学習支援と子供の貧困について調査研究をしてきました。皆さんのお手元に配付してあるように、町に対して2点について要望していくという、そういった内容です。

平成27年には、福祉課長とそれから社会福祉協議会の方に来ていただいて、生活困窮者自立支援制度についての学習とか、またことしの1月30日には、やっぱり同じく社会福祉協議会の方に来ていただくのと学校教育課長に来ていただいて、こういった問題について今の対応はどうなっているのかというようなことを含めて、調査研究をしてきました。町に対して要望していくことになりました。その1点は、放課後学習支援について調査研究し、学校教育課や生涯学習課並びにこども支援課がともに連携して対応することを要望するものと、それから子供の貧困については子供の貧困状況の実態調査を実施するよう、そういったことを求

めた要望事項となっております。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、この件についてはいかがいたしますか。総務と同じように。

○厚生文教常任委員長（吉村美津子君） 同じような扱いでお願いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） では、総務同様に正副議長、正副委員長で町長に要望したいと思います。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

議会広報広聴常任委員会委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

大きく2点あります。まず、3月定例会に向かったのチラシの配付なのですが、9月、3月に関しては駅頭でやるということに決めておりますので、そのチラシなのですが、駅頭用に1人50枚、それから増刷として、希望者に関しては、あと50枚増刷分を受け付けますので、増刷希望者は22日の午前中までに議会事務局のほうへ申し込んでください。この印刷に関してなのですが、あしたの議運でもって最終的な一般質問が決まりますので、それを受けて、印刷を23日の15時までに完了させるというふうに決まっております。

それで、これの駅頭配布なのですが、班に関しては以前と同じということで、いつやるか。日にちとしては24日と27日ぐらいしか、もう時間的にないので、もし24日にやるということであれば、23日の15時以降、チラシを受け取っていただいて、班でチラシまきをしていただきたいと思います。その各班でいつやるか、人員の振り分けのほうもお願いしたいと思います。

それから、ふれあい座談会に関してなのですが、これは配付しておきました議会広報広聴常任委員会での確認事項。かなり長いので、一応目を通しておいてください。各班の責任者の方をお願いなのですが、この藤久保公民館の対応というのを記載して、島をつくるということで、そこに議員を配置するというで、それも一応委員会のほうで決めさせていただきました。今度、竹間沢及び中央公民館のほうも各責任者の方、こういう形で島は3つになると思いますので、その配置をお願いしたいのと、それから今回決まったというか、前から継続して審議はしていたのですが、各島に分かれますので、各島での記録が必要になるということから、各島に大きな模造紙を用意します。それと同時に、付箋も用意しておきまして、その島ごとに原則として2人の議員が配置されますが、その一方の方を記録係として、付箋のほうにどんな内容の意見あるいは提言が出てきたかというのをざっと書いていただいて、模造紙に張りつけていただくと。それを最後、このふれあい座談会の意見交換が終わった後に、ちょっと30分弱ぐらいの時間で、記録係の方が各島でどんな話がされたというのを付箋を見ながら発表していただきたいというふうに思います。

細かいことに関しては、ざっと、各会場共通、それから藤久保公民館対応ということで、これは全員が配置されますので、その内容を見ていただいて、必要な人員配置をお願いしたいというふうに思います。

あと、資料、今回予算の関係ですから、その毎回資料を作成していますが、それは委員会のほうで鈴木議員のほうにお願いするというで、一本化して作成させていただきます。

また、発表なのですが、歳入歳出、それから特別会計、補正及び議案ということで、これを事前に責任者

の方、割り振っていただきたい。それで、藤久保のほうは、その歳入に関しては1班で歳入を説明する方が藤久保のほうでも説明のほうをお願いしたい。歳出に関しては、今度は2班の説明者、決まった方が2班のほう、これは竹間沢になりますが、竹間沢に説明する内容と同じような内容で藤久保のほうを説明していただきたいということで振り分けていきたいと思っておりますので、リーダーの方、責任者の方、よろしくお願いしたいと思います。

それから、委員会報告は、各委員会、藤久保のほうは委員長がやります。竹間沢と中央公民館のほうは、各班、1班、2班の、そこに参加されている委員長ないしは副委員長の方をお願いしたいと思います。

あと、細かいところはちょっと見ていただきたいと思っておりますが、今回1つだけ、ポスターですが、今までからちょっと広げて、保育所、学校、児童館、図書館等々のほうにしたいと思っております。そこにポスター、チラシを配布していけないかということを一応確認して置かせていただいて、できるだけ若い方の参加を促そうというふうに考えております。

雑駁で申しわけないのですが、細かいことがありましたら、私ないし本名副委員長のほうに問い合わせただければお答えしたいと思いますので、ちょっと責任者の方、いろいろ事前にやらなければいけないことがあるので、よろしくお願い致します。

チラシの配布なのですが、今回もし時間があれば、この委員会が終わってからちょっと集まっていたいで振り分けをしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、この時点で今何か伺いたいということがあれば、なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議会運営委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） 抜井でございます。

まず、書面が、報告書が2枚、皆様のお手元にあるかと思っておりますので、1件ずつ説明をしていきます。

まず最初に、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてということで、これは、たしか県の議長会から意見書を提出していただきたいという依頼を菊地議長経由で、この三芳町議会にも依頼がございました。会派所属されている方は議運のメンバーからお聞きをしていると思っておりますが、要は、今後、地方議会議員も厚生年金制度に加入をするということを求めるという意見書の提出をしてほしいということでございます。

単純にその意見書を出すということよりは、制度についてどうであるかということ議会運営委員会でも5回ないし6回ぐらいの委員会の会議の中で協議をさせていただきました。会派の皆さんは、議会運営委員会の委員とともに協議をしていただいたかと思っております。結果、三芳町においては、年金に対する議員個人の負担、前期、以前に議員をやられている方はご存じかと思っておりますが、報酬の中でかなり大きなウエートを占める年金の支出でございます。その負担や、当然のことながら厚生年金ですので、町も半分を負担するわけ

でございます。その辺の公費負担等のことを考慮して、三芳町議会にとって、果たして厚生年金制度がいいものなのかどうかという判断をある程度していった中では、意見書の提出は三芳町議会としてはしないというふうに決定をいたしましたので、議長にこれを報告を上げさせていただきました。これが1点目でございます。

続けて、2件目の報告をさせていただきます。2件目の報告は、こちら議長から諮問を受けましたが、議会の基本条例第11条です。議決事項の追加。これは基本構想・基本計画に関する事項についての。要は、ご存じかと思いますが、基本条例の中で、議決事項の追加で、基本構想・基本計画をもって、両方とも議決事項となっています。昨年ですか、一昨年か、失礼しました。この三芳町の基本計画を策定した中で、やはりここに決まっておりますので、基本計画も議決事項で決定をしたわけですが、諮問の趣旨は、基本計画まで議決事項とするといろいろな問題が発生し得るということで、検討しなさいということを経験を受けましたので、やはり委員会の中で数回協議をさせていただきましたが、特に先般行われました廣瀬先生の講演の内容とか、廣瀬先生に相談をしたこともありまして、やはりその計画を議決事項から削除するということは、今のところはふさわしくないと。すなわち現状どおり基本計画も議決事項にしておくということで合意が図られました。よって、基本条例の変更は現段階では行わないということで決定をいたしましたので、こちらのほうも議長のほうに報告させていただきました。

書面での報告は以上2点でございます。何かご質問等ございましたらお願いします。

○議長（菊地浩二君） では、この2件につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、あともう一件。

引き続き、議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） 抜井でございます。

明日の議会運営委員会で正式に決定をさせていただきますが、今定例会において発議を2件予定しております。まだ予定でございますので、皆さんに正式な書面が出せないのですが、内容といたしまして、1つは、先ほど執行部から教育委員会制度に関しての今回は、たしか議案の9号に関係する、要は今委員会条例の中に内容が教育委員長のことがうたわれておるのですが、今説明があったとおり教育委員長というのは今度存在しなくなりますので、そこを教育長というふうに変更する旨の発議を1件。

それから、もう一件が、皆さんご承知のとおり、来年度から政策立案、政策提言機能。政策検討会議という会議をつくりますので、今までは、きょうのこの全員協議会というのが一つの別の会議体でありましたけれども、もう一つ会議体ができますので、そちらのほうを三芳町議会の会議規則の中に変更として盛り込む。それも発議をさせていただく予定であります。2件を発議させていただく予定であります。

発議の順番というか、タイミングですが、先ほど教育総務からありましたように、教育委員会制度のほうの議案が通過した後に発議をさせていただく予定であります。会派の方は、あしたの議運以降に議運のメンバー、委員に説明を受けられると思います。そのほかに何か必要であれば、特に無所属の方、必要であれば、私に何か言っただけければ回答はできると思いますので、決定はあしたの議会運営委員会でする予定ですが、基本的に何もなければ予定どおり3月定例会の中で発議をさせていただく予定です。

以上であります。

○議長（菊地浩二君） 会議規則のほう言った。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 会議規則は教育委員会ではなくて、政策のほう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 会議規則は政策検討会議を法的に位置づけるということで、会議規則の改正を予定しているということで、よろしいでしょうか。

今進めている政策検討会議、政策提言ですけれども、それで政策検討会議。まず、その政策検討会議を何らかの条例等で位置づけないとちゃんと予算をつけられないとか、いろいろあるので、まずそれを位置づけるのと、聞き返しというのは何だっけ。

では、局長、説明。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、会議規則の第52条の2に、町長との聞き返しという条項がございまして、そこに教育委員会の委員長というのがありますので、それを教育委員会の教育長に修正する形になります。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 追加の説明、山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

済みません。ちょっと先ほど言い忘れましたが、既に掲示用のポスターは皆さんに配付させていただいております。ただ、あしたになりませんと休日議会の日程が決まらないので、そこは日にち等入れておりませんが、日にちが決まり次第、追加で、何月何日という休日議会のものをテプラでつくりまして、それを配付させていただきますので、今既に張られているかと思うのですが、そのポスターの上にぺたっと張っていただきたい。ちょうど、こうやって真っすぐ面から見ると左上のグリーンのところなのですが、そこに張れるような形でテプラを作成しますので、ちょっとご足労かけますが、張っていただくようお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長（菊地浩二君） その他になります。

まずは、議会事務局から、平成29年度一般会計予算議会費についての説明をお願いします。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、平成29年度議会費の予算概要を説明させていただきます。

予算書の35ページをお開きください。なお、事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参照していただきたいと思えます。

平成29年度議会費の予算額は、対前年度707万8,000円の増、率にして5.8%増の1億2,896万6,000円を計上させていただきました。対前年度増の要因としましては、職員人件費がおよそ686万円の増、この要因が大半を占めております。これは、平成27年度末で前局長が退職予定であったため、28年度の予算上は1名分を再任用職員としての給料、職員手当等を計上したため、29年度は大きく増となったものであります。それ

を除けば、28年度予算現額とこの29年度当初予算を比較しますと13万円ほど減となります。

それでは、節ごとにご説明いたします。節1報酬につきましては、前年度同額の4,699万4,000円を計上しました。

節2給料につきましては、対前年度291万4,000円増の1,446万8,000円を計上しました。先ほど述べましたとおり、1名分は再任用職員給料を28年度は計上したことによる増であります。

節3職員手当等につきましては、対前年度354万5,000円増の2,823万2,000円を計上しました。主な要因は、異動に伴い支給対象手当の増及び議員期末手当並びに勤勉手当支給月数の増によるものであります。

節4共済費につきましては、対前年度27万2,000円増の2,241万9,000円を計上いたしました。議員共済会の負担金につきましては、28年度の率が100分の41でしたが、29年度につきましてはマイナス100分の1.3の100分の39.7になったことによりまして58万5,000円ほど減となりましたが、職員共済組合負担金が90万円ほど増となったため、合計では増となったものであります。

節7賃金につきましては、対前年度3万3,000円増の95万8,000円を計上しました。これは、28年の10月より臨時職員の時給が830円から860円に改定されたことによる増であります。

節8報償費につきましては、対前年度10万3,000円増の19万1,000円を計上いたしました。こちらは、来年度新規事業としまして政策検討サイクルを実施していくわけでありますが、協議等の場としまして、先ほどもご説明ありましたように政策検討会議を立ち上げますので、そちらのメンバーの政策アドバイザー並びに課題等の会議のアドバイザーの謝礼2名分、合計10万円を新たに計上したためであります。

節9旅費につきましては、対前年度1万1,000円減の27万3,000円を計上いたしました。28年度に計上しておりました県議長の視察交通費3万円が29年度はなくなったことと、及び区長会の視察研修1万2,000円を、同じくこちらのほう28年度は計上しておりましたが、負担金として支出することが適当であると考えまして、29年度は節19の負担金に計上したことにより、全体では1万1,000円の減となったものであります。

費用弁償24万3,000円の主な内訳としましては、来年度は2委員会、総務常任委員会と厚生文教常任委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費18名分、21万6,000円を計上し、また新規事業であります政策検討会議のメンバーとなります政策サポーターの交通費として、1回につき500円の8人掛ける5回分、延べ40人分の2万円をこちらのほうに新たに計上いたしました。

普通旅費につきましては、2委員会の所管事務調査の事務局職員の宿泊費で、1委員会当たり事務局1人の随行での旅費を計上いたしました。

続きまして、36ページをお願いいたします。節10交際費につきましては、対前年度2万円増の27万円を計上いたしました。28年度の実績と今後の交際費を伴う公務の増加に対応するため増としたものであります。

節11需用費につきましては、対前年度56万3,000円増の307万6,000円を計上いたしました。主な要因ですが、議会だよりが平成29年5月発行をもって3年間の長期継続契約が終了することから、新たに入札にかけするため、2者より見積もりを徴取しまして平均単価を算出して予算化したため、印刷製本費が63万円ほど増となったものであります。今後、契約差金が出た場合につきましては、契約締結した後に減額補正することになります。

また、新規事業であります政策検討会議に係る消耗品費を3万円を新たに計上いたしました。先ほどの旅費で説明しました政策サポーターの交通費2万円と合わせて5万円を政策検討会議の運営経費として予算化

したものであります。

節12役務費につきましては、対前年度同額の2万円を計上いたしました。こちらは郵送料になります。

節13委託料につきましては、対前年度38万6,000円減の603万3,000円を計上いたしました。28年度と同様の業務委託でありますけれども、主な減の要因としましては、会議録作成委託料について、実績等考慮しまして36万7,000円減の384万5,000円を計上したものであります。

節14使用料及び賃借料につきましては、対前年度2,000円減の386万3,000円を計上しました。内容は、ほぼ前年度同様で、先ほど言いました2委員会の所管事務調査に要するバス借上料と有料道路通行料並びに議員研修用のバス借上料、こちらは1回分ではありますが、そちらを計上いたしました。

なお、本会議場用設備機器借上料につきましては、こちら60回のリースとなりますが、29年度につきましては30回から41回分の支払いとなりまして、残りは19回。平成31年度に支払いが終了いたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、対前年度2万7,000円増の216万9,000円を計上いたしました。県議長会並びに郡議長会負担金のほか、県外視察負担金は県議長会が3万円、区長会が2万5,000円となります。旅費でも述べましたが、28年度はこの区長会視察研修費を費用弁償のほうに計上しておりましたが、負担金として支出するのが適切と考え、こちらに計上したものであります。政務活動費につきましては、前年度と同額の90万円となります。以上が歳出の概要となります。

歳入につきましては、雑入の本人負担分、雇用保険料4,000円のみとなりますので、説明は省略いたします。

以上が議会費の予算概要です。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、今のうち聞いておきたいことなどありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、議会費の説明を終了いたします。

皆さんの中から何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、まず、各委員会で挨拶で申し上げたと思うのですが、視察を考えているということで、北松原土地区画整理の遊水池。相手方の受け入れ態勢が整ってからということなので、ちょっと日程はまだですね。ということなので、できれば今年度中にやりたいと思っています。というのも、来年度になると上への公園の築造が始まりますので、その前に行ってみたいなと思っていますので、お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次回の予定なのですが、今回は定例会中に意見書の調整ということで日程を組みます。これは毎定例会でやっていますので。

毎月定例の全員協議会につきましては、今のところ未定ということなので、日程は特に組まないようにしようと思っています。もしあれば招集させていただきますので、そのときにはまたご参集いただきたいというふうに思います。

以上ですけれども、大丈夫ですか。何かご質問ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、全ての日程を終了しましたので、事務局お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、岩城副議長よろしく願いいたします。

○副議長（岩城桂子君） それでは、早朝より長時間にわたりまして、定例の全員協議会、大変にお疲れさまでございました。

今回、協議事項が10項目にわたる慎重審議を皆様からいただきまして、ありがとうございました。また、各委員会からの報告事項も今回ございました。本当に3月議会に向けて、いよいよ3月1日から定例会も始まりますし、その間にもまた各委員会等もごさいます。どうぞお体のほうご自愛をいただければと思っております。

上富での今まだ鎮火されていないこの火災に対しましては、本当に近隣の方に対しましてのお見舞いと、また一日も早い鎮火というのを願っているところでもございます。

また、この3月議会のポスターに関しましては、先ほども委員長のほうからご挨拶がありました。また、訂正のテプラを忘れないように張っていただくことと、それから駅でのチラシ、みずほ台駅と鶴瀬駅、それぞれの班に分かれまして、終了後に日にちを、24日か27日になりますけれども、朝の方、夕方の方ということで決めていただければと思っております。

また、終了後になります、広域合併に関する各会派の代表の方、終わり次第集まっていたいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で定例の全員協議会を終了いたします。大変にお疲れさまでございました。

（午後 3時00分）